

追加型株式投資信託／分配金複利けいぞく投資可能

グローバル・ソブリン・オープン

毎月決算型



目論見書

2004.2

国際投信投資顧問

1. この目論見書により行うグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成16年2月17日に関東財務局長に提出しており、平成16年2月18日にその届出の効力が発生しております。
2. グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）は、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。

- ・ 当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・ 登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・ 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・ 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

＜ 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項 ＞

当ファンドは、主に国外の債券を投資対象としています。したがって、当ファンドの基準価額は、組入れた債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務状況の変化またはそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。

発行者名：国際投信投資顧問株式会社

代表者の役職氏名：取締役社長 井戸辻 康行

本店の所在の場所：東京都中央区日本橋本町一丁目3番11号

届出の対象とした募集：

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）

募集内国投資信託受益証券の金額：上限10兆円

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

目次

<u>ファンドの概要</u>	1
<u>ファンドの性格</u>	4
ファンドの目的	4
ファンドの基本的性格	4
信託金の限度額	4
ファンドの仕組み	5
委託会社が関係法人と締結している	
契約の概要	5
<u>運用の特色</u>	6
<u>投資方針</u>	11
基本方針	11
投資態度	11
投資対象	11
運用の形態等	11
投資制限	12
＜参考＞マザーファンドについて	15
<u>運用体制</u>	19
<u>投資リスク</u>	22
<u>投資リスクに対する管理体制</u>	24
<u>分配方針</u>	26
収益分配方針	26
分配対象収益額の範囲	26
分配対象収益についての分配方針	26
留保益の運用方針	26
収益の分配方式	26
収益分配金の交付	27
収益分配金に対する課税	28
<u>申込み及び換金の手続き</u>	29
申込期間	29
申込取扱場所（販売会社）	29
申込（販売）手続等	29
申込単位	30
申込価額	31
申込手数料	31
申込代金	32
払込期日	32
払込取扱場所	32
換金（解約）手続等	33
一部解約単位	33
一部解約価額	33
一部解約手数料	33
信託財産留保額	33
一部解約金	33
支払日	33

<u>手数料等及び税金</u>	34
申込手数料	35
換金（解約）手数料	37
信託報酬等	37
その他の手数料等	39
課税上の取扱い	39
<u>管理及び運営</u>	42
資産の評価	42
保管	42
信託期間	42
計算期間	43
ファンドの償還条件等	43
約款の変更	44
反対者の買取請求権	45
関係法人との契約の更改	45
公告	45
信託事務の委託	45
運用報告書	45
受益者の権利等	46
<u>運用状況</u>	47
(1)投資状況	47
(2)運用実績	49
(3)設定及び解約の実績	52
<u>ファンドの経理状況</u>	53
1．財務諸表	56
2．ファンドの現況	71
<u>その他の情報</u>	74
ファンドの沿革	74
内国投資信託受益証券の形態等	74
発行数	74
発行価額の総額	74
振替機関に関する事項	74
日本以外の地域における発行	74
委託会社の概況	75
目論見書の記載事項等	76
内国投資信託受益証券事務の概要	78



ファンドの概要

本概要は、目論見書の記載内容を要約したものです。
詳細につきましては、目論見書の該当箇所をご覧ください。

ファンドの名称	グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型） （以下「ファンド」という場合があります。）
商品分類	追加型株式投資信託／分配金複利けいぞく投資可能
運用の基本方針	ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券*に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。なお、ファンドの主要投資対象であるグローバル・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。）の投資態度は以下の通りです。 ○ 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。 ○ 国別資産配分については、投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。 ○ 円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。 ○ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。 * ソブリン債券とは・・・各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国のソブリン債券を主要投資対象とします。 ファンドは、OECD加盟国（平成16年1月現在30カ国）のうち、信用力の高い国（A格以上のもの）の債券を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 * くわしくは、「投資制限」を参照してください。

価 格 変 動 リ ス ク	公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。 ＊ くわしくは、「投資リスク」を参照してください。
信 託 設 定 日	平成9年12月18日
信 託 期 限	無期限
決 算 日	毎月17日（休業日のときは翌営業日）
お 申 込 期 間	平成16年2月18日から平成17年2月17日まで ただし、お申込みの受付は日本における販売会社の営業日に限り行われます。 ＊ お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
お 申 込 単 位	（当初元本1口＝1円） 「分配金受取コース」 1万口単位または1万円以上1円単位です。 「分配金複利けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位です。 （販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。以下同じ。） ただし、「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1円単位とします。 なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。
お 申 込 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 お申込受付時間は、原則として午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社が受付けたものを当日のお申込みとします。
お 申 込 手 数 料	お申込みになる販売会社により異なります。 （手数料率）お申込口数に応じ、基準価額に対して 1億口未満の場合 上限1.575%（税抜1.500%） 1億口以上の場合 上限1.050%（税抜1.000%） （手数料率）お申込代金^{*1}に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%（税抜1.500%） 1億円以上の場合 上限1.050%（税抜1.000%） （手数料率）お申込金額^{*2}に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%（税抜1.500%） 1億円以上の場合 上限1.050%（税抜1.000%）



	(※1) お申込代金＝(お申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込口数) ＋お申込手数料 (※2) お申込金額＝お申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込口数 ＊ お申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。
信託報酬	純資産総額に対して年1.3125%（税抜1.2500%）の率を乗じて得た額とします。 ＊ 信託報酬は消費税等相当額を含みます。
監査費用	純資産総額に対して年0.0042%（税抜0.0040%）の率を乗じて得た額とします。 ＊ 監査費用は消費税等相当額を含みます。
収益分配	毎月17日（休業日のときは翌営業日）に決算を行い、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。 「分配金受取コース」 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。 「分配金複利けいぞく投資コース」 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	一部解約価額は、一部解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。 換金のお申込受付時間は、原則として午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社が受付けたものを当日の換金請求とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。
換金代金のお支払い	原則として換金の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

＊ご投資者のみなさまにおかれましては、ファンドの内容およびリスクなどについてご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

ファンドの性格

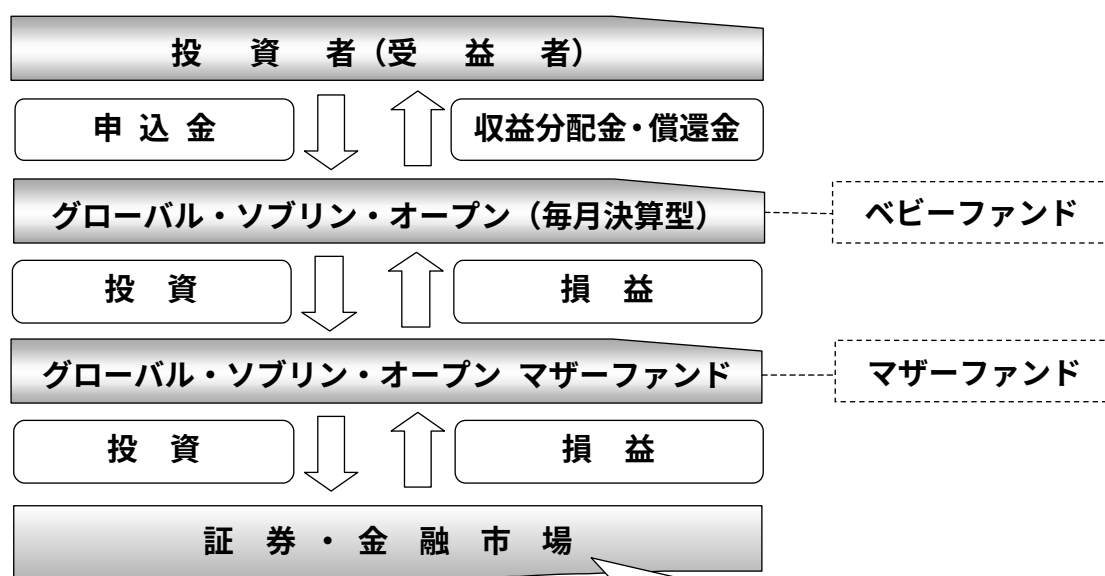
ファンドの目的

ファミリーファンド方式*により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

*

ファミリーファンド方式とは

受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



ファンドの基本的性格

追加型株式投資信託です。

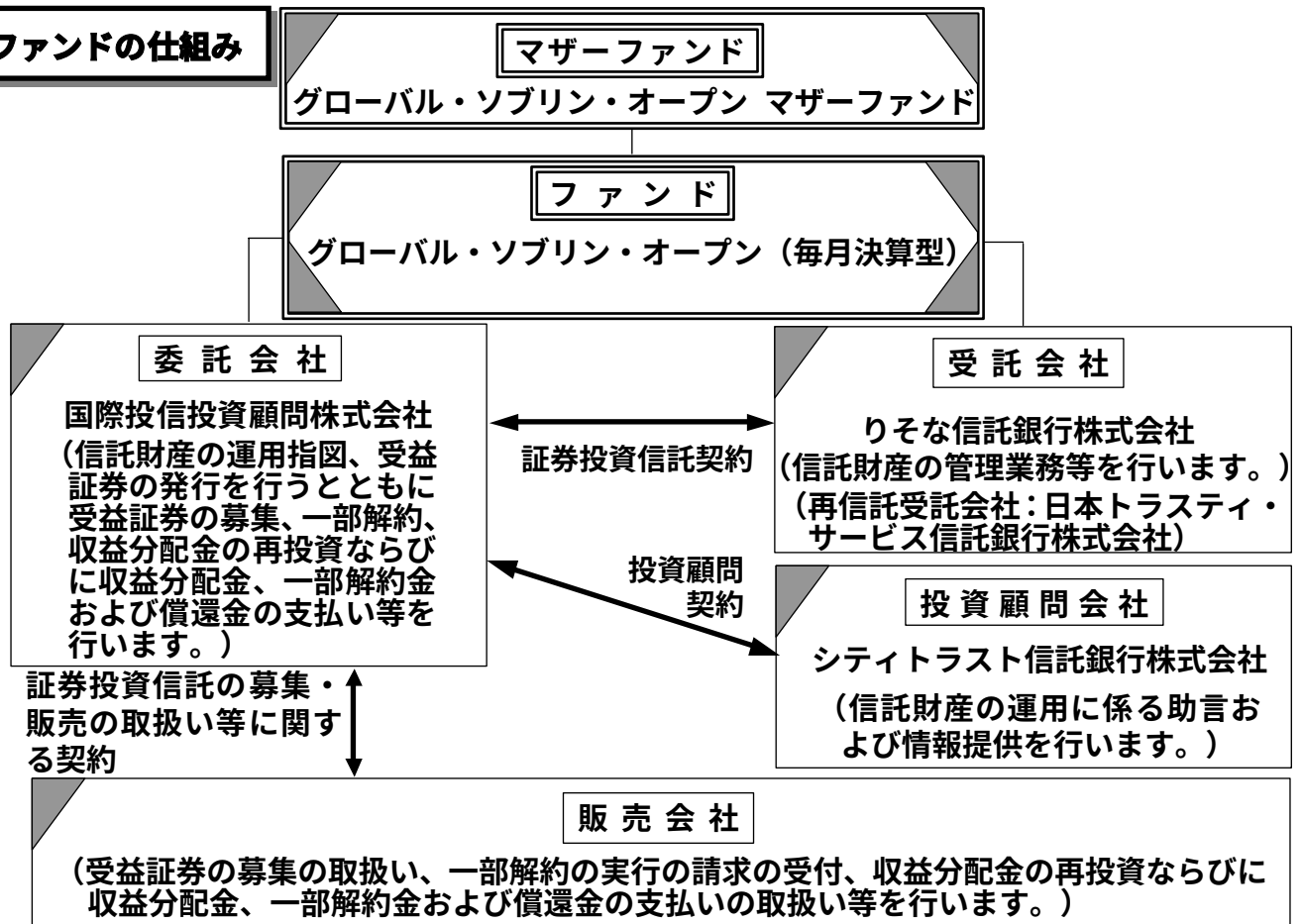
信託金の限度額

10 兆円です。

* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。



ファンドの仕組み



販売会社の照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」といいます。）

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

03-3241-9105

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- ◇ 証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益証券の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。
- ◇ 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益証券の取扱い方法等が定められています。
- ◇ 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
ファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。

運用の特色

ファミリーファンド方式により、世界主要先進国のソブリン債券*に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

*

ソブリン債券とは

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

1 ファンドは、OECD加盟国（平成16年1月現在30カ国）のうち、信用力の高い国（原則としてA格以上のもの）の債券を主要投資対象とします。平成16年1月6日現在、主要投資対象国は次の通りです。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ、日本

2 債券には、その元本および利息の支払いの確実性の度合いにより、格付機関（Moody's社、S&P社等）によって格付けがなされています。ファンドが投資対象とする各国の債券にはいずれも、原則としてA格以上（以下の四角で囲った部分）の格付けがなされています。

	Moody's 社	S & P 社	
高い信用力	A a a	A A A	
	A a	A A	
	A	A	投資適格債
格付け	B a a	B B B	
	B a	B B	
	B	B	高利回り債
低い信用力	C a a	C C C	(ハイ イールド ボンド)
	C a	C C	
	C	C	
		D	



世界主要先進国の格付状況

	Moody ' s社	S & P 社
オーストラリア	A a a	A A A
オーストリア	A a a	A A A
カナダ	A a a	A A A
デンマーク	A a a	A A A
フィンランド	A a a	A A A
フランス	A a a	A A A
ドイツ	A a a	A A A
アイルランド	A a a	A A A
オランダ	A a a	A A A
ニュージーランド	A a a	A A A
ノルウェー	A a a	A A A
スウェーデン	A a a	A A A
スイス	A a a	A A A
イギリス	A a a	A A A
アメリカ	A a a	A A A
スペイン	A a a	A A +
ベルギー	A a 1	A A +
イタリア	A a 2	A A
ポルトガル	A a 2	A A
ギリシャ	A 1	A +
日本	A 2	A A -
ポーランド	A 2	A -

*

上記の各国の格付状況は、平成 16 年 1 月 6 日現在の
自国通貨建長期債務格付けであり、今後、各国の政治、
経済、社会情勢等により変更になることがあります。

3

ファンドは安定したインカム収入の確保に加え、金利変動等に伴う債券価格の変動リスクおよび為替変動リスクを管理することにより、キャピタルゲインの獲得を目指します。ポートフォリオの構築にあたっては、期待される債券予想収益と為替予想収益を総合的に判断したうえで、円投資家の立場から最適な国別資産配分（カンントリー・アロケーション）を決定し、債券ポートフォリオを構築します。

為替の管理について

為替については、ファンダメンタルズ分析、為替定量モデルによる分析およびファンドマネージャーの判断などを総合的に勘案し、中期的な為替動向を予測したうえで、各投資対象国（通貨）毎の対円予想収益率を算定します。ファンドの運用期間中においては、常時、為替市場のモニタリングを行い、市場の動きが基準価額に大きく影響することが予想された場合には、為替ポジションを調整（カンントリー・アロケーションの変更およびデリバティブによる一時的なヘッジ）することで、ファンド収益の確保・向上をはかります。

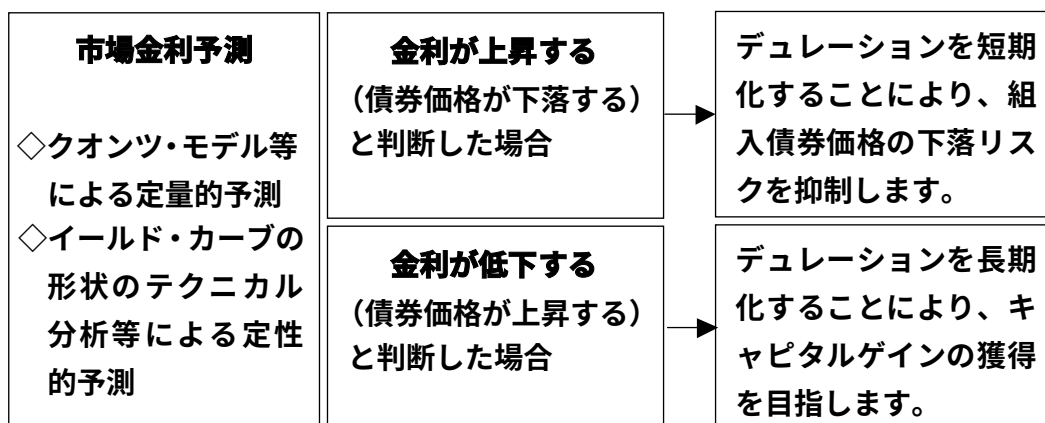
デュレーション*の管理について

ポートフォリオのデュレーションは5年程度を基本としますが、市場金利予測に基づき、±3年程度の範囲で調整します。デュレーションの調整は、投資対象国毎の短・中・長期債の配分をコントロールすることにより行いますが、市場動向によっては債券先物・オプション等を利用することもあります。

*

デュレーションとは

「金利変動に対する債券価格の変動」を示すもので、債券のデュレーションが大きいほど、金利変動に対する価格の変動が大きくなります。





4

シティグループ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）をベンチマークとして運用を行います。

シティグループ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券インデックスで、昭和 59 年 12 月末を 100 とする世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）（対象国：平成 16 年 1 月現在 21 カ国）を上回る投資成果を目指し、運用を行います。

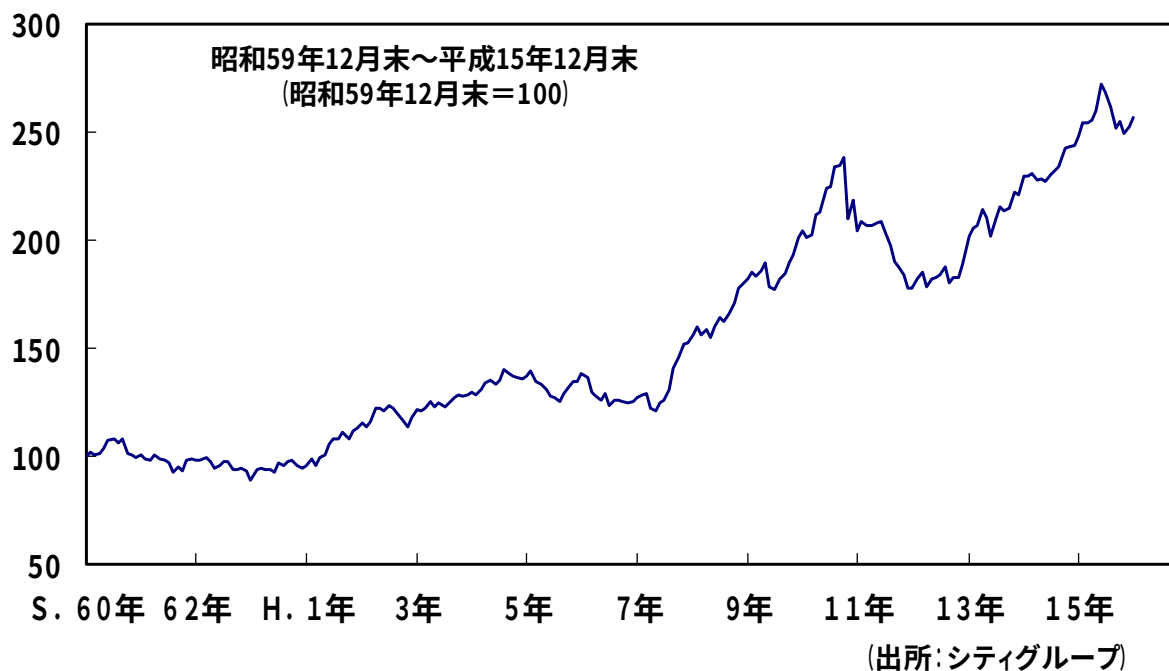
シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の構成

国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレー ション	国名	構成比 (%)	平均終利 (%)	デュレー ション
アメリカ	19.86	3.36	5.58	デンマーク	0.97	3.64	4.83
ドイツ	9.40	3.57	5.47	スウェーデン	0.92	3.98	4.37
イタリア	9.15	3.70	6.08	ポルトガル	0.74	3.59	4.76
フランス	8.34	3.56	5.37	スイス	0.74	2.35	7.33
イギリス	4.67	4.67	7.81	フィンランド	0.57	3.50	4.46
スペイン	3.43	3.65	5.65	アイルランド	0.40	3.84	6.05
ベルギー	2.92	3.62	5.21	ポーランド	0.38	6.28	3.20
オランダ	2.41	3.52	5.08	オーストラリア	0.36	5.51	4.39
カナダ	2.02	4.21	6.57	ノルウェー	0.21	3.94	4.78
ギリシャ	1.77	3.68	5.21	日本	29.38	0.65	5.31
オーストリア	1.36	3.68	5.48	合 計	100	2.77	5.58

＊

上記のデータは、平成 16 年 1 月時点であり、今後、市況動向等により変更される場合があります。

シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)の推移



* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

5 シティトラスト信託銀行のアドバイスを受け、運用を行います。

シティトラスト信託銀行は、シティグループの資産運用部門の日本拠点です。

* 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。



投資方針

基本方針

ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

投資態度

主として、マザーファンド受益証券を投資対象とします。なお、マザーファンドの投資態度は以下の通りです。

- ◇ 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- ◇ 国別資産配分については、投資対象国毎に①債券投資収益率予測（金利予測）と②為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- ◇ 円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。
- ◇ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

投資対象

主として、マザーファンド受益証券を通じて世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

* くわしくは、投資信託約款を参照してください。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

投資制限

- ◇ マザーファンドへの投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限 (1)）
マザーファンドへの投資は、制限を設けません。
- ◇ 株式への投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限 (2)）
株式への実質投資は、転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものを転換したものに限り、信託財産の純資産総額の 30% 以内とします。
- ◇ 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限 (7)）
外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
- ◇ 株式への投資制限（約款第 19 条第 4 項および第 5 項）
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ◇ 投資する株式の範囲（約款第 21 条）
委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ◇ 同一銘柄の株式への投資制限（約款第 22 条）
委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ◇ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第 23 条）
 - 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を約款第 23 条第 1 項に規定する範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引お



およびオプション取引を約款第 23 条第 2 項に規定する範囲で行うことの指図をすることができます。

- 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を約款第 23 条第 3 項に規定する範囲で行うことの指図をすることができます。

◇ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第 24 条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」といいます。）を約款第 24 条に規定する範囲で行うことの指図をすることができます。

◇ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第 25 条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

◇ 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 26 条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を約款第 26 条に規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。

◇ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 27 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

◇ 外国為替予約の指図（約款第 28 条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

◇ 資金の借入れ（約款第 37 条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、約款第 37 条に規定する範囲で資金借入れの指図をす

ることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

＊ くわしくは、投資信託約款を参照してください。

◇ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

◇ 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 27 条第 1 項第 5 号）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の (a) および (b) に掲げる額ならびに (c) および (d) に掲げる額の合計額を下回ることとなるにも係わらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

(a) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損

(b) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

(c) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

(d) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの



＜参考＞マザーファンドについて

基本方針

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

投資態度

- ◇ 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- ◇ 国別資産配分については、投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- ◇ 円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カンントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。
- ◇ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

* くわしくは、投資信託約款を参照してください。

投資制限

- ◇ 株式への投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限 (1)）
株式への投資は、転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ◇ 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3．投資制限 (6)）
外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- ◇ 株式への投資制限（約款第14条第4項）
委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ◇ 投資する株式の範囲（約款第16条）
委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）

されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

◇ 同一銘柄の株式への投資制限（約款第 17 条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

◇ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第 18 条）

○ 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を約款第 18 条第 1 項に規定する範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

○ 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を約款第 18 条第 2 項に規定する範囲で行うことの指図をすることができます。

○ 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を約款第 18 条第 3 項に規定する範囲で行うことの指図をすることができます。

◇ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第 19 条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（「スワップ取引」といいます。）を約款第 19 条に規定する範囲で行うことの指図をすることができます。

◇ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第 20 条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

◇ 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第 21 条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を約款第 21 条に規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。

◇ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第 22 条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

◇ 外国為替予約の指図（約款第 23 条）



委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

* くわしくは、投資信託約款を参照してください。

◇ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

◇ 先物取引等の評価損の制限（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 27 条第 1 項第 5 号）

委託会社は、投資信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の (a) および (b) に掲げる額ならびに (c) および (d) に掲げる額の合計額を下回ることとなるにも係わらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

(a) 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損

(b) 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

(c) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

(d) 当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

その他

平成 15 年 12 月末現在、「グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）」以外で「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド（投資を行う予定の他のファンドを含みます。）は以下の通りです。また、今後も「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

グローバル・ソブリン・オープン（3 ヶ月決算型）
グローバル・ソブリン・オープン（1 年決算型）
グローバル・ソブリン・オープン（D C 年金）
グローバル・ソブリン・オープン V A（適格機関投資家専用）
グローバル・ソブリン・オープン V A 2（適格機関投資家専用）
グローバル・ソブリン・オープン V A 3（適格機関投資家専用）



運用体制

1 ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。

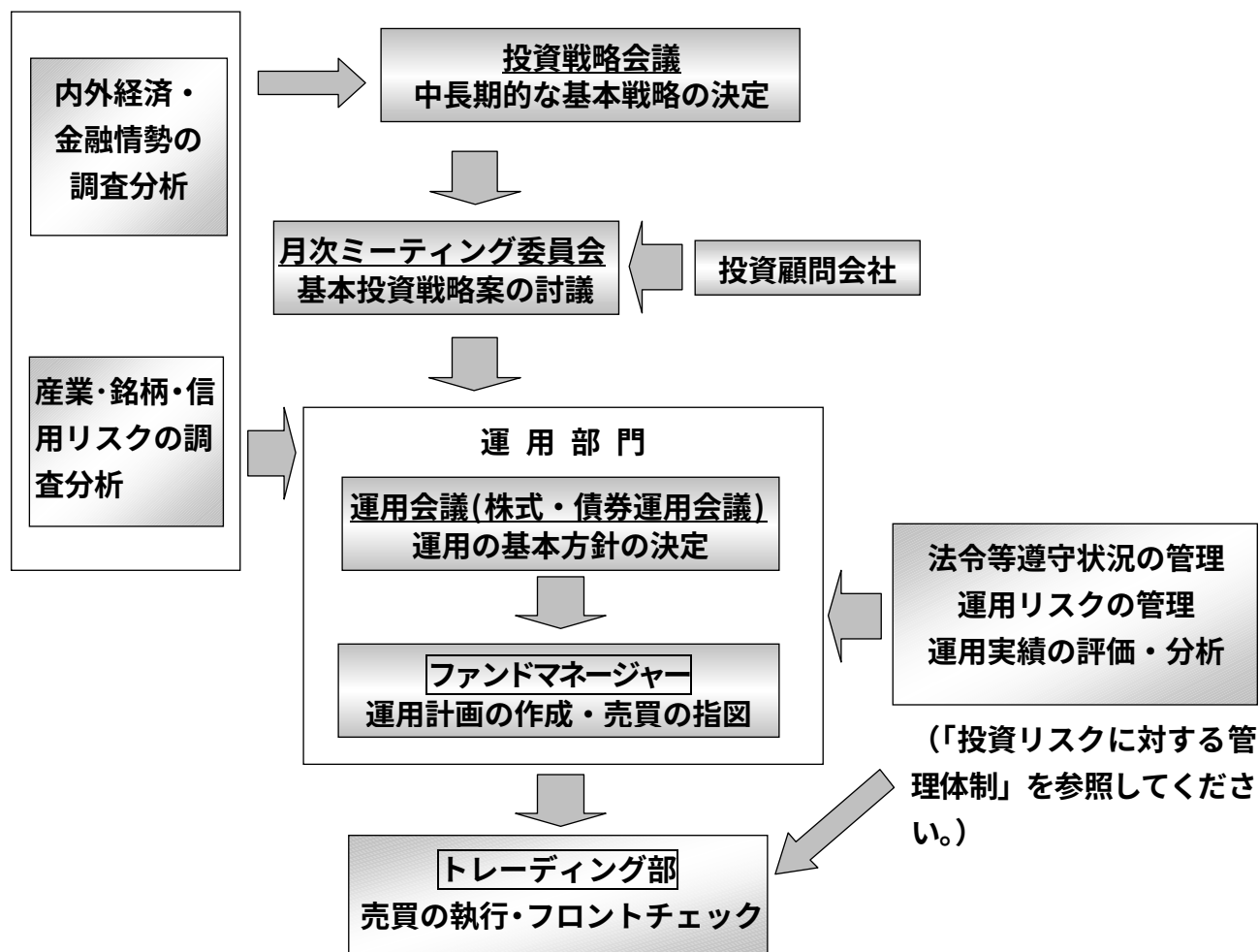
会議	役割・機能
投資戦略会議	原則として月1回投資戦略会議を開催し、内外の投資環境を踏まえ、中長期的な基本戦略の決定を行います。なお、会議に先立ち投資戦略委員会を開催し、投資環境の分析および検討を行います。
運用会議 （株式、債券）	原則として月1回株式運用会議および債券運用会議を開催し、運用の基本方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議で決定されたファンドの運用方針にしたがい、運用計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

2 運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、証券投資信託業務の方法を「業務方法書」に「証券投資信託の運営については、受益者本位に徹してこれを行うものとする。」と定めています。また、社内の組織規程において「取締役会の委任に基づいて、ファンドの運用方針を決定する機関として運用会議を置く。」と記載するなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

運用体制図

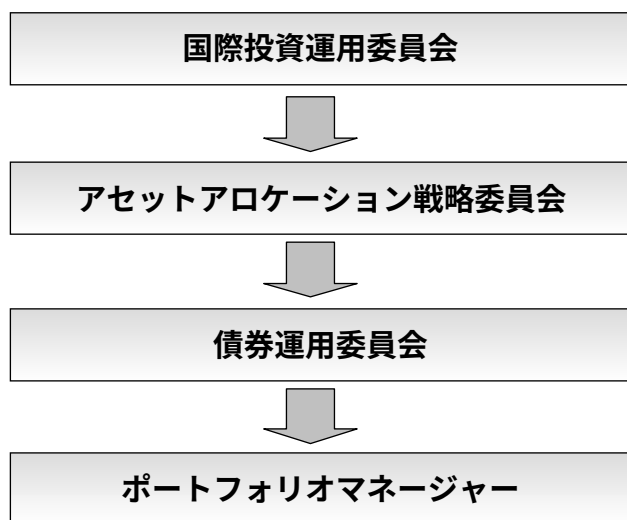


* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。



3

「シティトラスト信託銀行株式会社」の運用体制は次の通りです。



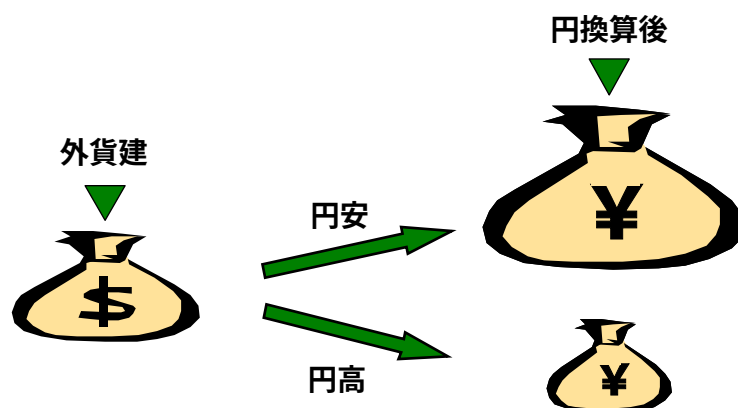
投資リスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

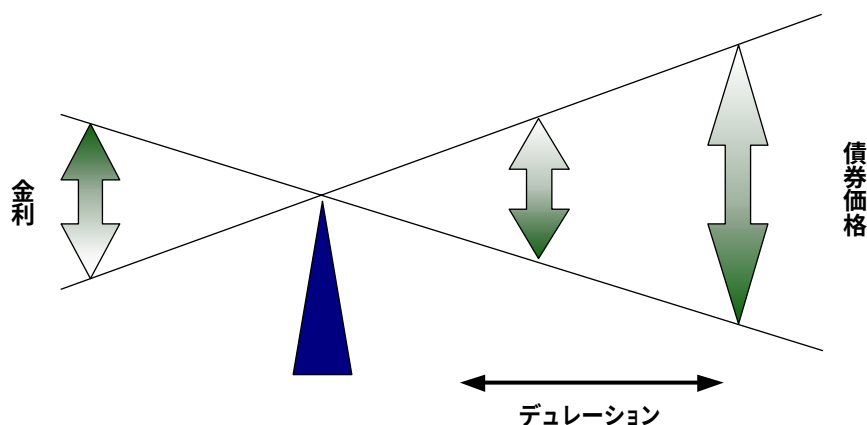
◇ 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。



◇ 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動リスクに対する債券価格の感応度が高くなり、基準価額の変動は大きくなります。





◇ 信用リスク

原則として投資格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、基準価額も変動します。

◇ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能あるいは売り供給がなく購入不可能等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売買可能な資産のことをいいます。例えば、保有有価証券等の売却を行う場合、市況動向や有価証券等の流通量などの状況、あるいはファンドの解約金額によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があります、ファンドの基準価額の下落要因となります。

◇ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け基準価額が変動することがあります。

◇ ベンチマークについての留意点

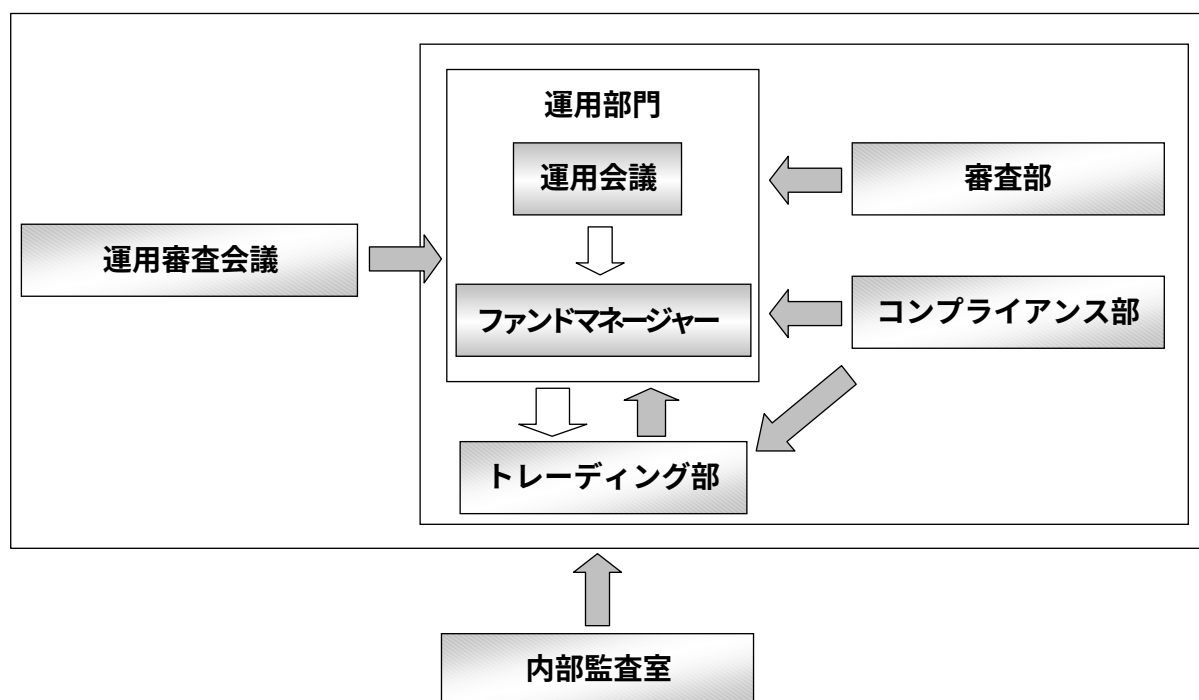
「シティグループ世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。また、当該ベンチマークが下落（上昇）する局面では、通常、ファンドの基準価額も下落（上昇）します。

◇ その他の主な留意点

- 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制図



運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

◇ 運用審査会議

- ファンドの運用実績の評価および分析
- 前記に關しての必要な改善策の提言

◇ 審査部

価格変動リスクの観点からファンドのリスク特性、特にトータル・リスクおよびベンチマーク対比のリスクの監視等を行います。また、特定のファンドに対して詳細分析を実施し、運用プロセスも含めたファンドの総合評価も実施します。毎月開催される「運用審査会議」において、評価および分析の結果を報告し、必要な改善策を提言します。



◇ **コンプライアンス部**

法令等遵守状況（組入制限、デリバティブ取引等の建玉制限、ロスカットルール、価格形成等）および運用リスク（信用格付、投資適格要件等）の管理を行います。

◇ **トレーディング部**

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

◇ **内部監査室**

委託会社のすべての業務から独立した立場より、社内各部門の業務に付随するリスクに対して分析を行うとともに、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、問題点のチェックならびに改善策の提案等を通して、各リスク管理機能の維持をはかります。

*

この他に取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、取締役会に対して信託財産に係る運用リスクについてのモニタリング結果の報告
その他コンプライアンス上重要な個別案件に関する審議内容または対応策もしくは改善策の検討内容についての報告または提言を行っています。

*

組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

分配方針

収益分配方針

毎月 17 日（ただし、17 日が休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本的考え方に則した運用を行います。

収益の分配方式

- ◇ 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ◇ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。



収益分配金の交付

分配金受取コース

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

分配金複利けいぞく投資コース

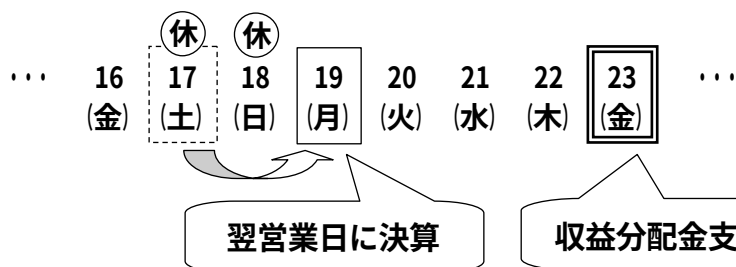
収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

決算日が休業日のときは、翌営業日に決算を行います。

<決算日が営業日の場合>



<決算日が休業日の場合>



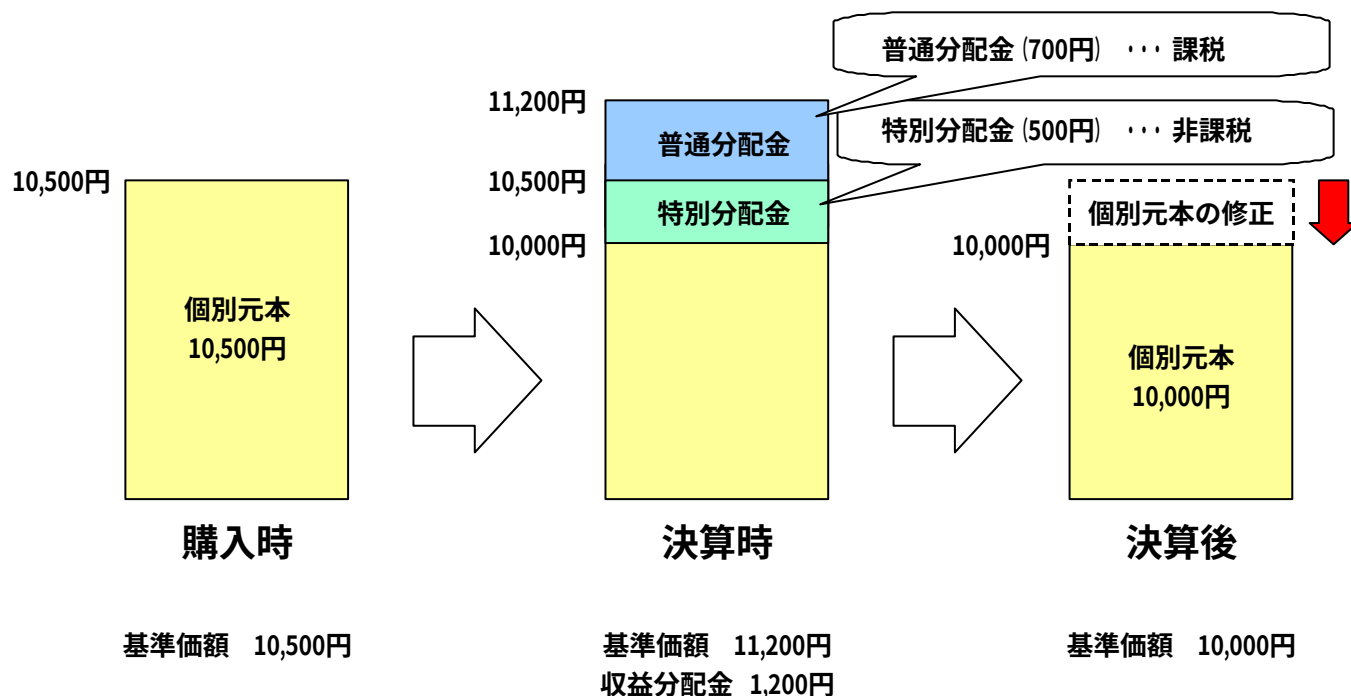
収益分配金に対する課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当します。）があります。

- ① 収益分配金落ち後の基準価額が、個別元本と同額もしくは上回っている場合には、収益分配金の全額が「普通分配金」として課税対象となります。
- ② 収益分配金落ち後の基準価額が、個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額は元本の払戻しに相当するため、「特別分配金」として非課税となります。

普通分配金は課税対象扱いとなりますので、手取額は所得税および地方税を差引いた額となります。

なお、特別分配金を受取った場合は、投資元本の一部を払戻したことになります。収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。また、特別分配金については非課税となります。



* くわしくは、「手数料等及び税金」内「課税上の取扱い」を参照してください。



申込み及び換金の手続き

申込期間

平成 16 年 2 月 18 日から平成 17 年 2 月 17 日までです。

ただし、取得の申込みの受付は日本における販売会社の営業日に限り行われます。

＊ 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

申込取扱場所（販売会社）

照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

03-3241-9105

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

1 申込（販売）手続等 一

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「分配金複利けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（コースを途中で変更することはできません。）

「分配金複利けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款＊」に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）の締結等の諸手続きが必要となります。なお、取得する受益証券はすべて販売会社の保護預りとなり、混蔵保管されます。

＊ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することがあります。

申込単位

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。（コースは、途中で変更することはできません。）

（当初元本1口＝1円）

◇ 分配金受取コース

1万口単位または1万円以上1円単位です。

◇ 分配金複利けいぞく投資コース

1万円以上1円単位です。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に関する契約*を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

「分配金複利けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約*を締結することができる場合があります。

*

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は、当該販売会社または委託会社となります。

「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。



申込価額

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額*とします。

*

基準価額とは

ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

03-3241-9105

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

申込手数料

（手数料率）申込口数に応じ、基準価額に対して

1億口未満の場合 上限 1.575%（税抜 1.500%）

1億口以上の場合 上限 1.050%（税抜 1.000%）

（手数料率）申込代金に応じ、基準価額に対して

1億円未満の場合 上限 1.575%（税抜 1.500%）

1億円以上の場合 上限 1.050%（税抜 1.000%）

（手数料率）申込金額に応じ、基準価額に対して

1億円未満の場合 上限 1.575%（税抜 1.500%）

1億円以上の場合 上限 1.050%（税抜 1.000%）

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。なお、販売会社がそれぞれ定める手数料率等の照会先は、当該販売会社または委託会社となります。

（くわしくは、「手数料等及び税金」を参照してください。）

申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

なお、申込代金には利息をつけません。

払込期日

投資者は、申込代金（申込金額（取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額）を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

申込金額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社である国際投信投資顧問株式会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。）のファンドに係る口座に払込まれます。

払込取扱場所

前記「申込取扱場所（販売会社）」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。



2 換金（解約）手続等 ー

換金（一部解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

なお、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の一部解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約価額は、販売会社において確認できます。

一部解約単位

販売会社が定める単位とします。

一部解約価額

一部解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

一部解約手数料

かかりません。

信託財産留保額

一部解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

一部解約金

一部解約価額から所得税および地方税（当該一部解約価額が個別元本を超過した額に對してかかります。）を差引いた額となります。

支払日

一部解約金は、原則として一部解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

手数料等及び税金

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
直接負担	申込み時	申込手数料 ^{*1} (販売会社により異なります。)
		(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して 1億口未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億口以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)
		(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)
		(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限1.575%(税抜1.500%) 1億円以上の場合 上限1.050%(税抜1.000%)
	収益分配時	所得税および地方税 普通分配金に対して課税 ^{*2} されます。
	換金時 (一部解約)	所得税および地方税 個別元本超過額に対して課税 ^{*2} されます。
		換金手数料 (かかりません) 0
間接負担		信託財産留保額 基準価額に対して 0.5%
	償還時	所得税および地方税 個別元本超過額に対して課税 ^{*2} されます。
間接負担	保有時 (毎日)	信託報酬 ^{*1} 純資産総額に対して年 1.3125% (税抜 1.2500%)
		監査費用 ^{*1} 純資産総額に対して年 0.0042% (税抜 0.0040%)
		その他 ^{*1} 有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

*1 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他（国内において発生するものに限りです。）については、消費税等相当額を含みます。

*2 課税の取扱いについては、「課税上の取扱い」を参照してください。

*3 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。



申込手数料

（手数料率）申込口数に応じ、基準価額に対して

1億口未満の場合 上限 1.575%（税抜 1.500%）

1億口以上の場合 上限 1.050%（税抜 1.000%）

（手数料率）申込代金^{*1}に応じ、基準価額に対して

1億円未満の場合 上限 1.575%（税抜 1.500%）

1億円以上の場合 上限 1.050%（税抜 1.000%）

（手数料率）申込金額^{*2}に応じ、基準価額に対して

1億円未満の場合 上限 1.575%（税抜 1.500%）

1億円以上の場合 上限 1.050%（税抜 1.000%）

- ◇ 申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

***1** 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。

***2** 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

- ◇ 償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合（以下「償還乗換え*」といいます。）には、申込手数料の中から当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（注）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込む場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

＊

注

信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益証券の買取代金または一部解約金を含みます。

- ◇ 販売会社は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間内に、当該販売会社でファンドの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を独自に定めることができます。
- ◇ 販売会社は、「グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)」および「グローバル・ソブリン・オープン(1年決算型)」の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該販売会社で、当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。
- ◇ 「分配金複利けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、販売会社がそれぞれ定める手数料率等の照会先は、当該販売会社または委託会社となります。



換金（解約）手数料

かかりません。ただし、信託財産留保額として、一部解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。

信託報酬等

- ◇ 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.3125%（税抜1.2500%）の率を乗じて得た額とします。
- ◇ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成 15 年 12 月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。なお、委託会社および販売会社の配分は、ファンドと同じ親投資信託を主要投資対象とする「グローバル・ソブリン・オープン（3 ヶ月決算型）」および「グローバル・ソブリン・オープン（1 年決算型）」との合算による販売会社毎の純資産残高*に応じ、以下の通りとなります。

（委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。）

* 既存の販売会社が分割等によって新たに複数の販売会社となった場合（同一日において、分割・合併を行った結果、複数の販売会社となった場合を含みます。）、それらの純資産残高を日々合算のうえ算定した報酬の額を複数の販売会社の各純資産残高に応じて日々按分することがあります。

各販売会社の 純資産残高 に応じて	信託報酬率（年率）			
	委託会社	販売会社	受託会社	合計
100 億円以下の 部分に対して	0.8925% (税抜 0.8500%)	0.3675% (税抜 0.3500%)	0.0525% (税抜 0.0500%)	1.3125% (税抜 1.2500%)
100 億円超 300 億円以下の 部分に対して	0.7875% (税抜 0.7500%)	0.4725% (税抜 0.4500%)		
300 億円超 500 億円以下の 部分に対して	0.6825% (税抜 0.6500%)	0.5775% (税抜 0.5500%)		
500 億円超 750 億円以下の 部分に対して	0.6300% (税抜 0.6000%)	0.6300% (税抜 0.6000%)		
750 億円超 1,000 億円以下の 部分に対して	0.5775% (税抜 0.5500%)	0.6825% (税抜 0.6500%)		
1,000 億円超 1,500 億円以下の 部分に対して	0.5250% (税抜 0.5000%)	0.7350% (税抜 0.7000%)		
1,500 億円超 2,000 億円以下の 部分に対して	0.4725% (税抜 0.4500%)	0.7875% (税抜 0.7500%)		
2,000 億円超 3,000 億円以下の 部分に対して	0.4200% (税抜 0.4000%)	0.8400% (税抜 0.8000%)		
3,000 億円超の 部分に対して	0.3675% (税抜 0.3500%)	0.8925% (税抜 0.8500%)		

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。



その他の手数料等

◇ 信託事務の諸費用等

- 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年 0.0042%（税抜 0.0040%））を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

◇ 信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

◇ 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

課税上の取扱い

◇ 個人の受益者に対する課税

○ 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

・ 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税（配当控除が適用される場合があります。）を選択することもできます。

また、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

・ 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の一部解約金および償還金が個別元本を上回っている場合にはその超過額について、10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税（配当控除が適用される場合があります。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の一部解約金および償還金が個別元本を下回っている場合には、確定申告を行うことにより当該損金額を株式等の譲渡益から差引くこと（損益通算）が可能となります。なお、譲渡益を上回る損金額の翌年への繰越しはでき

ません。

○ 平成 20 年 4 月 1 日から

前記「○ 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで」に記載の 10%の源泉徴収税率が 20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

◇ 法人の受益者に対する課税

○ 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税はかかりません。また、源泉徴収された税額については税額控除制度が適用されます。

なお、収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

○ 平成 20 年 4 月 1 日から

前記「○ 平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで」に記載の 7%の源泉徴収税率が 15%（所得税）となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

◇ 個別元本について

○ 受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

○ 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

○ 保護預りでない受益証券および記名式受益証券については、各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

○ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際は、

○ 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

○ 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、



その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

＊ 税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。

管理及び運営

資産の評価

◇ 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

$$\text{＊ 基準価額} = \text{純資産総額} \div \text{受益権総口数}$$

◇ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

◇ 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

03-3241-9105

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

保管

受益証券の保管

◇ 「分配金受取コース」

受益者は、販売会社との保護預り契約に基づき、販売会社の保護預りとすることができ、その場合の受益証券は混蔵保管されます。

◇ 「分配金複利けいぞく投資コース」

「自動けいぞく投資契約」に基づき、受益証券についてはすべて保護預りとなり、混蔵保管されます。

委託会社の自らの募集に係る受益証券については、保護預り契約に基づいて、ユーエフジェイ信託銀行株式会社（UFJ信託銀行株式会社）において混蔵保管するものとします。

信託期間

平成9年12月18日以降、無期限とします。



計算期間

毎月 18 日から翌月 17 日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ファンドの償還条件等

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、換金（一部解約）により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 30 億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。
5. 1 ヶ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前記 4 から 6 までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
8. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
9. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止し

たときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

10. 監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
11. 受託会社は、委託会社の承諾を受けて、その任務を辞任する場合において、委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
12. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、1. から5. までの規定にしたがいます。



反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改

- ◇ 委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。
- ◇ 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資顧問契約」の有効期間は、4年間とします。ただし、相手方に対し1ヵ月以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、4年毎に自動延長するものとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年5月および11月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

◇ 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

○ 分配金受取コース

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、販売会社において、受益者に支払います。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

○ 分配金複利けいぞく投資コース

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

◇ 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日目）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

◇ 換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益証券につき、換金（一部解約）請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として一部解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

◇ 受益権均等分割

受益者は、所有する受益証券の口数に应じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

◇ 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。



運用状況

(1) 投資状況

(2003 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,480,833,373,063	99.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	11,387,696,963	0.46
合計（純資産総額）	—	2,492,221,070,026	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

(2003 年 12 月 30 日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	627,940,043,750	23.76
	カナダ	166,009,235,365	6.28
	ドイツ	120,890,042,782	4.57
	イタリア	272,592,538,090	10.31
	フランス	110,925,970,973	4.20
	オーストラリア	92,916,328,132	3.52
	イギリス	293,274,577,335	11.10
	スペイン	304,070,933,863	11.51
	ベルギー	166,635,577,764	6.30
	スウェーデン	90,263,905,134	3.42
	ノルウェー	74,614,089,000	2.82
	デンマーク	43,167,584,315	1.63
	小計	2,363,300,826,503	89.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	279,586,355,359	10.58
合計（純資産総額）	—	2,642,887,181,862	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(2003 年 12 月 30 日現在)

取引所	種類/名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	26,704,450,000	26,735,000,000	1.01

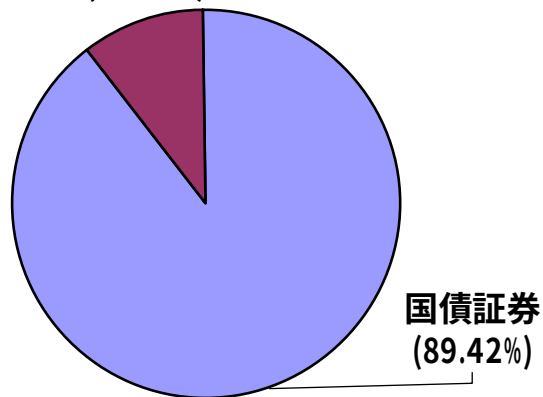
(注) 時価の算定方法

為替予約取引

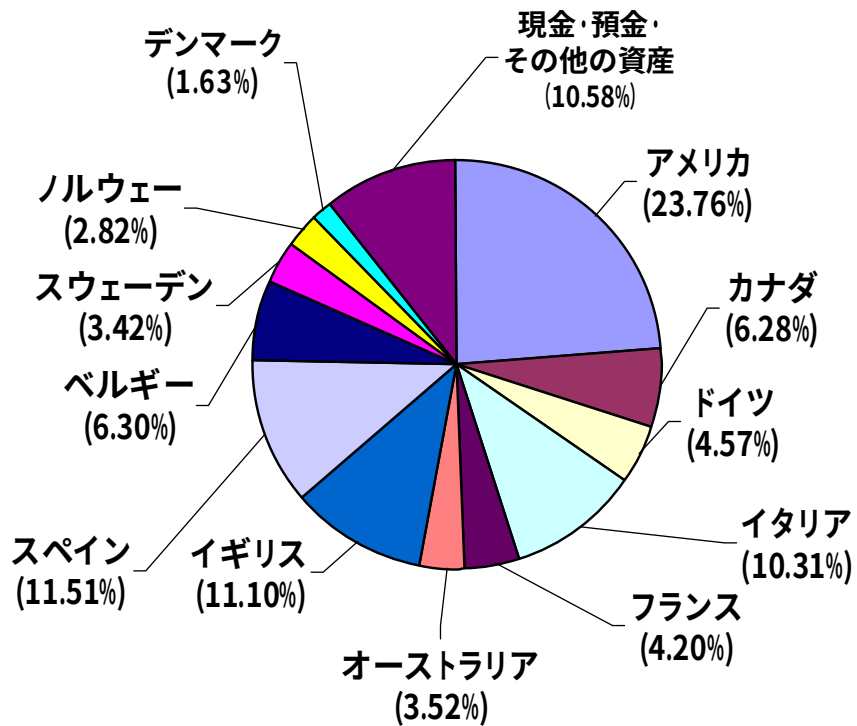
原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

マザーファンド 投資状況
(資産の種類別投資比率)

現金・預金・その他の資産 (負債控除後)
(10.58%)



マザーファンド 投資状況
(国別資産配分)





(2) 運用実績

① 純資産の推移

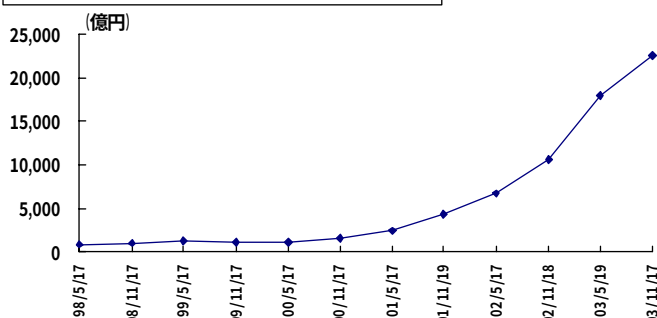
2003 年 12 月 30 日及び同日前 1 年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 特定期間（1998 年 5 月 17 日）	82,188	83,860	10,379	10,590
第 2 特定期間（1998 年 11 月 17 日）	99,625	102,984	10,082	10,422
第 3 特定期間（1999 年 5 月 17 日）	129,394	134,270	9,565	9,925
第 4 特定期間（1999 年 11 月 17 日）	119,984	125,582	7,713	8,073
第 5 特定期間（2000 年 5 月 17 日）	111,086	116,814	6,984	7,344
第 6 特定期間（2000 年 11 月 17 日）	153,543	161,896	6,625	6,985
第 7 特定期間（2001 年 5 月 17 日）	247,461	255,999	7,539	7,799
第 8 特定期間（2001 年 11 月 19 日）	421,569	434,850	7,631	7,871
第 9 特定期間（2002 年 5 月 17 日）	676,928	697,904	7,760	8,000
第 10 特定期間（2002 年 11 月 18 日）	1,057,490	1,089,210	8,009	8,249
第 11 特定期間（2003 年 5 月 19 日）	1,801,488	1,852,493	8,477	8,717
第 12 特定期間（2003 年 11 月 17 日）	2,263,882	2,334,016	7,750	7,990
2002 年 12 月末日	1,214,334	—	8,183	—
2003 年 1 月末日	1,326,113	—	8,274	—
2003 年 2 月末日	1,376,561	—	8,186	—
2003 年 3 月末日	1,501,066	—	8,272	—
2003 年 4 月末日	1,671,782	—	8,367	—
2003 年 5 月末日	1,922,052	—	8,805	—
2003 年 6 月末日	2,007,391	—	8,648	—
2003 年 7 月末日	2,080,642	—	8,437	—
2003 年 8 月末日	2,069,336	—	7,989	—
2003 年 9 月末日	2,171,723	—	7,974	—
2003 年 10 月末日	2,198,982	—	7,702	—
2003 年 11 月末日	2,318,747	—	7,812	—
2003 年 12 月末日	2,492,221	—	7,896	—

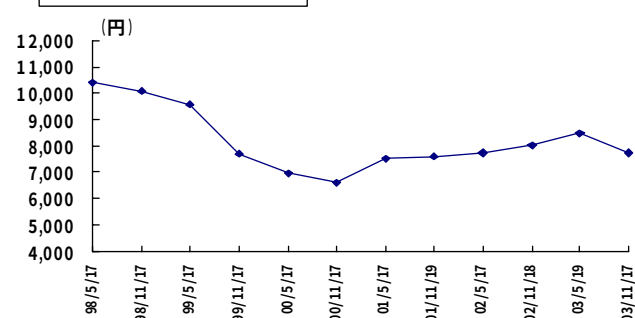
（注 1）分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6 ヶ月毎）に支払われた 1 口当たりの分配金額を乗じて算出しております。

（注 2）基準価額は 1 単位（1 万口）当たりの純資産額です。

純資産総額（分配落）の推移



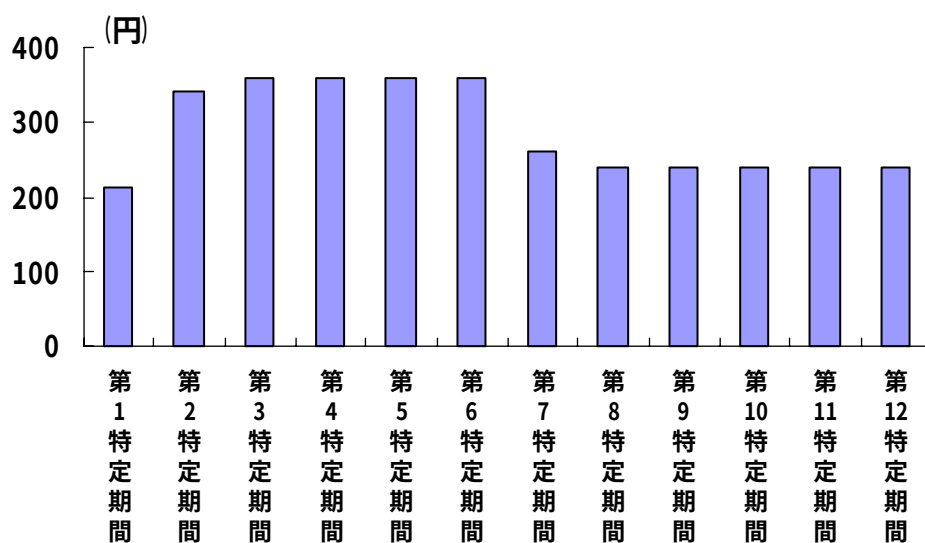
基準価額の推移



②分配の推移

	計算期間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 1 特定期間	自 1997 年 12 月 18 日 至 1998 年 5 月 17 日	211
第 2 特定期間	自 1998 年 5 月 18 日 至 1998 年 11 月 17 日	340
第 3 特定期間	自 1998 年 11 月 18 日 至 1999 年 5 月 17 日	360
第 4 特定期間	自 1999 年 5 月 18 日 至 1999 年 11 月 17 日	360
第 5 特定期間	自 1999 年 11 月 18 日 至 2000 年 5 月 17 日	360
第 6 特定期間	自 2000 年 5 月 18 日 至 2000 年 11 月 17 日	360
第 7 特定期間	自 2000 年 11 月 18 日 至 2001 年 5 月 17 日	260
第 8 特定期間	自 2001 年 5 月 18 日 至 2001 年 11 月 19 日	240
第 9 特定期間	自 2001 年 11 月 20 日 至 2002 年 5 月 17 日	240
第 10 特定期間	自 2002 年 5 月 18 日 至 2002 年 11 月 18 日	240
第 11 特定期間	自 2002 年 11 月 19 日 至 2003 年 5 月 19 日	240
第 12 特定期間	自 2003 年 5 月 20 日 至 2003 年 11 月 17 日	240

1 万口当たりの分配金の推移



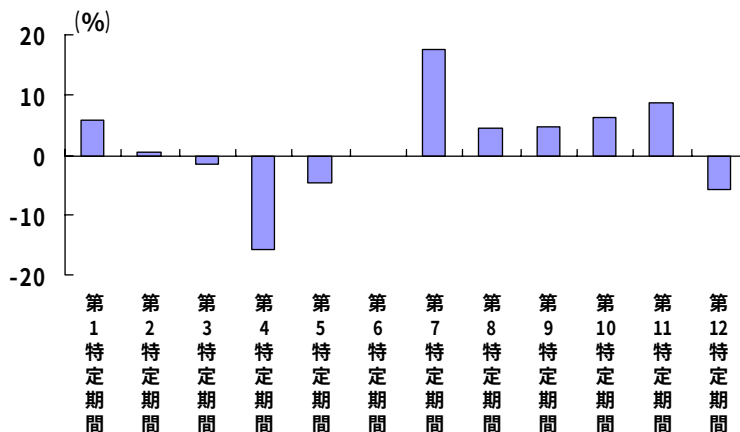


③収益率の推移

	計算期間	収益率 (%)
第 1 特定期間	自 1997 年 12 月 18 日 至 1998 年 5 月 17 日	5.9
第 2 特定期間	自 1998 年 5 月 18 日 至 1998 年 11 月 17 日	0.4
第 3 特定期間	自 1998 年 11 月 18 日 至 1999 年 5 月 17 日	△1.6
第 4 特定期間	自 1999 年 5 月 18 日 至 1999 年 11 月 17 日	△15.6
第 5 特定期間	自 1999 年 11 月 18 日 至 2000 年 5 月 17 日	△4.8
第 6 特定期間	自 2000 年 5 月 18 日 至 2000 年 11 月 17 日	0.0
第 7 特定期間	自 2000 年 11 月 18 日 至 2001 年 5 月 17 日	17.7
第 8 特定期間	自 2001 年 5 月 18 日 至 2001 年 11 月 19 日	4.4
第 9 特定期間	自 2001 年 11 月 20 日 至 2002 年 5 月 17 日	4.8
第 10 特定期間	自 2002 年 5 月 18 日 至 2002 年 11 月 18 日	6.3
第 11 特定期間	自 2002 年 11 月 19 日 至 2003 年 5 月 19 日	8.8
第 12 特定期間	自 2003 年 5 月 20 日 至 2003 年 11 月 17 日	△5.7
	自 2003 年 11 月 18 日 至 2003 年 12 月 30 日	1.9

(注) 収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。
なお、第 1 特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

収益率の推移



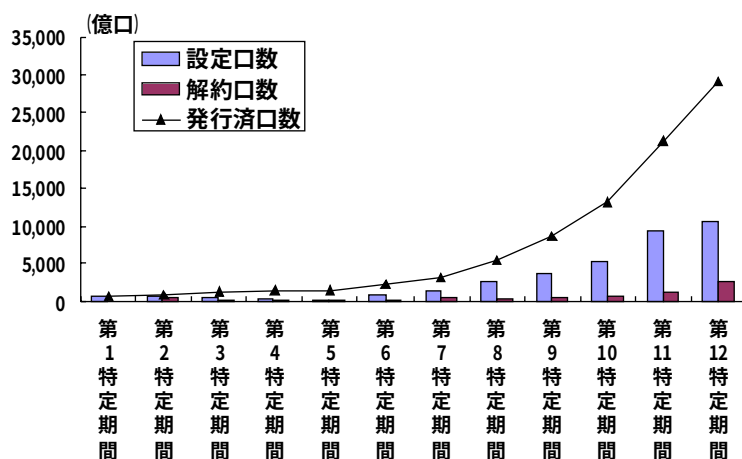
(3) 設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定及び解約の実績ならびに当該特定期間末の発行済口数は次の通りです。

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済口数 (口)
第1 特定期間	自 1997 年 12 月 18 日 至 1998 年 5 月 17 日	79,188,630,261	0	79,188,630,261
第2 特定期間	自 1998 年 5 月 18 日 至 1998 年 11 月 17 日	70,025,082,080	50,399,292,572	98,814,419,769
第3 特定期間	自 1998 年 11 月 18 日 至 1999 年 5 月 17 日	48,962,455,904	12,492,145,532	135,284,730,141
第4 特定期間	自 1999 年 5 月 18 日 至 1999 年 11 月 17 日	37,982,938,365	17,708,533,133	155,559,135,373
第5 特定期間	自 1999 年 11 月 18 日 至 2000 年 5 月 17 日	27,301,379,376	23,799,210,754	159,061,303,995
第6 特定期間	自 2000 年 5 月 18 日 至 2000 年 11 月 17 日	94,906,702,388	22,190,424,163	231,777,582,220
第7 特定期間	自 2000 年 11 月 18 日 至 2001 年 5 月 17 日	155,034,512,194	58,564,935,590	328,247,158,824
第8 特定期間	自 2001 年 5 月 18 日 至 2001 年 11 月 19 日	267,637,635,353	43,413,625,278	552,471,168,899
第9 特定期間	自 2001 年 11 月 20 日 至 2002 年 5 月 17 日	383,405,344,710	63,496,263,616	872,380,249,993
第10 特定期間	自 2002 年 5 月 18 日 至 2002 年 11 月 18 日	522,711,713,332	74,676,596,442	1,320,415,366,883
第11 特定期間	自 2002 年 11 月 19 日 至 2003 年 5 月 19 日	942,688,566,452	137,953,722,233	2,125,150,211,102
第12 特定期間	自 2003 年 5 月 20 日 至 2003 年 11 月 17 日	1,051,955,788,960	255,933,724,623	2,921,172,275,439
	自 2003 年 11 月 18 日 至 2003 年 12 月 30 日	267,988,994,981	33,046,319,238	3,156,114,951,182

(注) 設定口数には当初募集期間の設定口数を含んでおります。

設定及び解約の実績



ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第11特定期間（平成14年11月19日から平成15年5月19日まで）及び第12特定期間（平成15年5月20日から平成15年11月17日まで）の財務諸表については新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成15年7月17日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員

公認会計士

吉村 貞彦



関与社員

公認会計士

英 公一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成14年11月19日から平成15年5月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成15年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成16年1月16日

国際投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

吉村 貞彦 

代表社員
関与社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成15年5月20日から平成15年11月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成15年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

区分	第11特定期間末 (平成15年5月19日現在)	第12特定期間末 (平成15年11月17日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,798,027,844	3,571,525,577
親投資信託受益証券	1,800,761,884,680	2,263,581,361,634
現先取引勘定	5,499,924,045	12,399,455,764
未収利息	100	45
流動資産 合計	1,814,059,836,669	2,279,552,343,020
資産合計	1,814,059,836,669	2,279,552,343,020
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,500,600,844	11,684,689,101
未払解約金	2,118,159,120	1,517,472,411
未払受託者報酬	77,790,149	98,328,685
未払委託者報酬	1,866,963,556	2,359,888,464
その他未払費用	7,779,007	9,832,859
流動負債 合計	12,571,292,676	15,670,211,520
負債合計	12,571,292,676	15,670,211,520
純資産の部		
元本		
元本	2,125,150,211,102	2,921,172,275,439
剰余金		
期末欠損金	323,661,667,109	657,290,143,939
(分配準備積立金)	(194,029,253,997)	(248,027,180,612)
純資産合計	1,801,488,543,993	2,263,882,131,500
負債・純資産合計	1,814,059,836,669	2,279,552,343,020

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

区分	第11特定期間 〔自 平成14年11月19日 至 平成15年 5 月19日〕	第12特定期間 〔自 平成15年 5 月20日 至 平成15年11月17日〕
	金 額	金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息	33,366	64,759
有価証券売買等損益	131,106,894,132	△120,192,323,046
その他収益	332,615	—
営業収益合計	131,107,260,113	△120,192,258,287
営業費用		
受託者報酬	359,643,024	544,144,045
委託者報酬	8,631,432,586	13,059,457,070
その他費用	35,964,248	54,414,338
営業費用合計	9,027,039,858	13,658,015,453
営業利益又は営業損失 (△)	122,080,220,255	△133,850,273,740
経常利益又は経常損失 (△)	122,080,220,255	△133,850,273,740
当期純利益又は当期純損失 (△)	122,080,220,255	△133,850,273,740
一部解約に伴う当期純利益分配額	973,729,596	—
一部解約に伴う当期純損失分配額	—	602,246,945
期首欠損金	262,925,202,822	323,661,667,109
欠損金減少額	25,699,296,944	41,826,552,270
当期一部解約に伴う欠損金減少額	25,699,296,944	41,826,552,270
欠損金増加額	165,924,890,856	179,832,439,229
当期追加信託に伴う欠損金増加額	165,924,890,856	179,832,439,229
分配金	41,617,361,034	62,374,563,076
期末欠損金	323,661,667,109	657,290,143,939

重要な会計方針

項目	第 11 特定期間 〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕	第 12 特定期間 〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. 表示	投資信託財産計算規則の改正に伴い、従来の「当期利益」又は「当期損失」を、「当期純利益」又は「当期純損失」として表示しております。また、「期末剰余金」又は「期末欠損金」については「当期利益」又は「当期損失」の付記を当期より行っておりません。	—
4. その他	当ファンドの特定期間は、前期末及び当期末が休日のため平成 14 年 11 月 19 日から平成 15 年 5 月 19 日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、前期末が休日のため平成 15 年 5 月 20 日から平成 15 年 11 月 17 日までとなっております。

注記事項 (貸借対照表関係)

第 11 特定期間末 (平成 15 年 5 月 19 日現在)		第 12 特定期間末 (平成 15 年 11 月 17 日現在)	
1. 期首元本額	1,320,415,366,883 円	1. 期首元本額	2,125,150,211,102 円
期中追加設定元本額	942,688,566,452 円	期中追加設定元本額	1,051,955,788,960 円
期中一部解約元本額	137,953,722,233 円	期中一部解約元本額	255,933,724,623 円
2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額 元本の欠損	323,661,667,109 円	2. 投資信託財産計算規則第41条の2に規定する額 元本の欠損	657,290,143,939 円

(損益及び剰余金計算書関係)

第 11 特定期間 〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕	第 12 特定期間 〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕																																								
1. 受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 359,643,024 円 2. 分配金の計算過程 第60計算期 (平成14年11月19日から平成14年12月17日まで) 計算期末における分配対象金額 178,575,610,932 円 (一万口当たり 1,249.99 円) のうち、5,714,470,805 円 (一万口当たり 40.00 円) を分配金額としております。 (外国所得税額 4,376,844 円控除後の分配金額は5,710,093,961 円となります。)	1. 受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 544,144,045 円 2. 分配金の計算過程 第66計算期 (平成15年5月20日から平成15年6月17日まで) 計算期末における分配対象金額439,129,144,767円(一万口 当たり 1,939.63 円) のうち、9,055,923,356 円 (一万口当たり 40.00 円) を分配金額としております。 (外国所得税額 34,006,436 円控除後の分配金額は9,021,916,920 円となります。)																																								
<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">項 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 4,418,185,068 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B 1,155,682,092 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 79,448,363,571 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 93,553,380,201 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 178,575,610,932 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 1,428,617,701,309 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たりの収益分配対象額</td><td>G=10,000×E/F 1,249.99 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 5,714,470,805 円</td></tr> </tbody> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 4,418,185,068 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 1,155,682,092 円	収益調整金額	C 79,448,363,571 円	分配準備積立金額	D 93,553,380,201 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 178,575,610,932 円	当ファンドの期末残存口数	F 1,428,617,701,309 口	10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,249.99 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 5,714,470,805 円	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">項 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 7,140,485,667 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B 73,511,951,724 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 170,586,497,860 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 187,890,209,516 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 439,129,144,767 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 2,263,980,839,008 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たりの収益分配対象額</td><td>G=10,000×E/F 1,939.63 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 9,055,923,356 円</td></tr> </tbody> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 7,140,485,667 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 73,511,951,724 円	収益調整金額	C 170,586,497,860 円	分配準備積立金額	D 187,890,209,516 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 439,129,144,767 円	当ファンドの期末残存口数	F 2,263,980,839,008 口	10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,939.63 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,055,923,356 円
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 4,418,185,068 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 1,155,682,092 円																																								
収益調整金額	C 79,448,363,571 円																																								
分配準備積立金額	D 93,553,380,201 円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 178,575,610,932 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,428,617,701,309 口																																								
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,249.99 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 5,714,470,805 円																																								
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 7,140,485,667 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 73,511,951,724 円																																								
収益調整金額	C 170,586,497,860 円																																								
分配準備積立金額	D 187,890,209,516 円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 439,129,144,767 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2,263,980,839,008 口																																								
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,939.63 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,055,923,356 円																																								
第61計算期 (平成14年12月18日から平成15年1月17日まで) 計算期末における分配対象金額191,500,429,215円(一万口 当たり 1,237.05 円) のうち、6,192,087,151 円 (一万口当たり 40.00 円) を分配金額としております。	第67計算期 (平成15年6月18日から平成15年7月17日まで) 計算期末における分配対象金額464,618,168,130円(一万口 当たり 1,925.23 円) のうち、9,653,248,969 円 (一万口当たり 40.00 円) を分配金額としております。 (外国所得税額 27,720,072 円控除後の分配金額は9,625,528,897 円となります。)																																								
<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">項 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 3,954,082,459 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 89,270,359,060 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 98,275,987,696 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 191,500,429,215 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 1,548,021,787,855 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たりの収益分配対象額</td><td>G=10,000×E/F 1,237.05 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 6,192,087,151 円</td></tr> </tbody> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 3,954,082,459 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 89,270,359,060 円	分配準備積立金額	D 98,275,987,696 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 191,500,429,215 円	当ファンドの期末残存口数	F 1,548,021,787,855 口	10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,237.05 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,192,087,151 円	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">項 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 5,606,162,174 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 197,320,297,800 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 261,691,708,156 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 464,618,168,130 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 2,413,312,242,428 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たりの収益分配対象額</td><td>G=10,000×E/F 1,925.23 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 9,653,248,969 円</td></tr> </tbody> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 5,606,162,174 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 197,320,297,800 円	分配準備積立金額	D 261,691,708,156 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 464,618,168,130 円	当ファンドの期末残存口数	F 2,413,312,242,428 口	10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,925.23 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,653,248,969 円
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 3,954,082,459 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 89,270,359,060 円																																								
分配準備積立金額	D 98,275,987,696 円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 191,500,429,215 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,548,021,787,855 口																																								
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,237.05 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,192,087,151 円																																								
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 5,606,162,174 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 197,320,297,800 円																																								
分配準備積立金額	D 261,691,708,156 円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 464,618,168,130 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2,413,312,242,428 口																																								
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,925.23 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 9,653,248,969 円																																								

第 11 特定期間 〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 〕 〔 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕	第 12 特定期間 〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 〕 〔 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕																																								
第62 計算期 (平成15年1月18日から平成15年2月17日まで) 計算期末における分酒改換金額 241,539,146,480 円 (一万口当たり 1,470.79 円) のうち、6,568,929,764 円 (一万口当たり 40.00 円) を分配金額としております。	第68 計算期 (平成15年7月18日から平成15年8月18日まで) 計算期末における分酒改換金額487,544,344,002円(一万口 当たり 1,911.76 円)のうち、10,200,924,818 円 (一万口当たり 40.00 円) を分配金額としております。(外国所得税額 16,388,990 円控除後の分配金額は10,184,535,828 円となります。)																																								
<table border="1"> <tr><th>項 目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 5,611,788,528 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B 39,088,000,900 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 96,240,567,546 円</td></tr> <tr> <td>分酒準備積立金額</td><td>D 100,598,789,506 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分酒改換収益額</td><td>E=A+B+C+D 241,539,146,480 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 1,642,232,441,119 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの収益分酒改換額</td><td>G=10,000×E/F 1,470.79 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 6,568,929,764 円</td></tr> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 5,611,788,528 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 39,088,000,900 円	収益調整金額	C 96,240,567,546 円	分酒準備積立金額	D 100,598,789,506 円	当ファンドの分酒改換収益額	E=A+B+C+D 241,539,146,480 円	当ファンドの期末残存口数	F 1,642,232,441,119 口	10,000 口当たりの収益分酒改換額	G=10,000×E/F 1,470.79 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,568,929,764 円	<table border="1"> <tr><th>項 目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 6,385,725,881 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 217,146,955,014 円</td></tr> <tr> <td>分酒準備積立金額</td><td>D 264,011,663,107 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分酒改換収益額</td><td>E=A+B+C+D 487,544,344,002 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 2,550,231,204,558 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの収益分酒改換額</td><td>G=10,000×E/F 1,911.76 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 10,200,924,818 円</td></tr> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 6,385,725,881 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 217,146,955,014 円	分酒準備積立金額	D 264,011,663,107 円	当ファンドの分酒改換収益額	E=A+B+C+D 487,544,344,002 円	当ファンドの期末残存口数	F 2,550,231,204,558 口	10,000 口当たりの収益分酒改換額	G=10,000×E/F 1,911.76 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 10,200,924,818 円
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 5,611,788,528 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 39,088,000,900 円																																								
収益調整金額	C 96,240,567,546 円																																								
分酒準備積立金額	D 100,598,789,506 円																																								
当ファンドの分酒改換収益額	E=A+B+C+D 241,539,146,480 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,642,232,441,119 口																																								
10,000 口当たりの収益分酒改換額	G=10,000×E/F 1,470.79 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,568,929,764 円																																								
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 6,385,725,881 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 217,146,955,014 円																																								
分酒準備積立金額	D 264,011,663,107 円																																								
当ファンドの分酒改換収益額	E=A+B+C+D 487,544,344,002 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2,550,231,204,558 口																																								
10,000 口当たりの収益分酒改換額	G=10,000×E/F 1,911.76 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 10,200,924,818 円																																								
第63 計算期 (平成15年2月18日から平成15年3月17日まで) 計算期末における分酒改換金額 252,394,143,168 円 (一万口当たり 1,455.20 円) のうち、6,937,671,547 円 (一万口当たり 40.00 円) を分配金額としております。	第69 計算期 (平成15年8月19日から平成15年9月17日まで) 計算期末における分酒改換金額505,666,407,513円(一万口 当たり 1,895.86 円)のうち、10,668,854,620 円 (一万口当たり 40.00 円) を分配金額としております。																																								
<table border="1"> <tr><th>項 目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 3,960,430,156 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 105,567,835,067 円</td></tr> <tr> <td>分酒準備積立金額</td><td>D 142,865,877,945 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分酒改換収益額</td><td>E=A+B+C+D 252,394,143,168 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 1,734,417,886,976 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの収益分酒改換額</td><td>G=10,000×E/F 1,455.20 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 6,937,671,547 円</td></tr> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 3,960,430,156 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 105,567,835,067 円	分酒準備積立金額	D 142,865,877,945 円	当ファンドの分酒改換収益額	E=A+B+C+D 252,394,143,168 円	当ファンドの期末残存口数	F 1,734,417,886,976 口	10,000 口当たりの収益分酒改換額	G=10,000×E/F 1,455.20 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,937,671,547 円	<table border="1"> <tr><th>項 目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 5,965,193,075 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 233,888,604,575 円</td></tr> <tr> <td>分酒準備積立金額</td><td>D 265,812,609,863 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分酒改換収益額</td><td>E=A+B+C+D 505,666,407,513 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 2,667,213,655,198 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの収益分酒改換額</td><td>G=10,000×E/F 1,895.86 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 10,668,854,620 円</td></tr> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 5,965,193,075 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 233,888,604,575 円	分酒準備積立金額	D 265,812,609,863 円	当ファンドの分酒改換収益額	E=A+B+C+D 505,666,407,513 円	当ファンドの期末残存口数	F 2,667,213,655,198 口	10,000 口当たりの収益分酒改換額	G=10,000×E/F 1,895.86 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 10,668,854,620 円
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 3,960,430,156 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 105,567,835,067 円																																								
分酒準備積立金額	D 142,865,877,945 円																																								
当ファンドの分酒改換収益額	E=A+B+C+D 252,394,143,168 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,734,417,886,976 口																																								
10,000 口当たりの収益分酒改換額	G=10,000×E/F 1,455.20 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 6,937,671,547 円																																								
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 5,965,193,075 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 233,888,604,575 円																																								
分酒準備積立金額	D 265,812,609,863 円																																								
当ファンドの分酒改換収益額	E=A+B+C+D 505,666,407,513 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2,667,213,655,198 口																																								
10,000 口当たりの収益分酒改換額	G=10,000×E/F 1,895.86 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 10,668,854,620 円																																								

第 11 特定期間 〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 〕 〔 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕	第 12 特定期間 〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 〕 〔 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕																																								
第64計算期（平成15年3月18日から平成15年4月17日まで） 計算期末における分配対象金額 279,163,850,737 円（一万口当たり 1,447.75 円）のうち、7,713,035,058 円（一万口当たり 40.00 円）を分配金額としております。（外国所得税額 5,057,291 円控除後の分配金額は7,707,977,767 円となります。）	第70計算期（平成15年9月18日から平成15年10月17日まで） 計算期末における分配対象金額525,672,180,620円（一万口 当たり 1,878.36 円）のうち、11,194,326,362 円（一万口当たり 40.00 円）を分配金額としております。（外国所得税額 5,288,652 円控除後の分配金額は11,189,037,710 円となります。）																																								
<table> <tr><th>項 目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 5,895,929,817 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 128,312,755,885 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 144,955,165,035 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 279,163,850,737 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 1,928,258,764,571 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの収益分配対象額</td><td>G=10,000×E/F 1,447.75 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 7,713,035,058 円</td></tr> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 5,895,929,817 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 128,312,755,885 円	分配準備積立金額	D 144,955,165,035 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 279,163,850,737 円	当ファンドの期末残存口数	F 1,928,258,764,571 口	10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,447.75 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 7,713,035,058 円	<table> <tr><th>項 目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 6,035,641,303 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 260,471,301,911 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 259,165,237,406 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 525,672,180,620 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 2,798,581,590,534 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの収益分配対象額</td><td>G=10,000×E/F 1,878.36 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 11,194,326,362 円</td></tr> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 6,035,641,303 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 260,471,301,911 円	分配準備積立金額	D 259,165,237,406 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 525,672,180,620 円	当ファンドの期末残存口数	F 2,798,581,590,534 口	10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,878.36 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,194,326,362 円
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 5,895,929,817 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 128,312,755,885 円																																								
分配準備積立金額	D 144,955,165,035 円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 279,163,850,737 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 1,928,258,764,571 口																																								
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,447.75 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 7,713,035,058 円																																								
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 6,035,641,303 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 260,471,301,911 円																																								
分配準備積立金額	D 259,165,237,406 円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 525,672,180,620 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2,798,581,590,534 口																																								
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,878.36 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,194,326,362 円																																								
第65計算期（平成15年4月18日から平成15年5月19日まで） 計算期末における分配対象金額 344,486,530,705 円（一万口当たり 1,621.00 円）のうち、8,500,600,844 円（一万口当たり 40.00 円）を分配金額としております。	第71計算期（平成15年10月18日から平成15年11月17日まで） 計算期末における分配対象金額544,734,391,324円（一万口 当たり 1,864.78 円）のうち、11,684,689,101 円（一万口当たり 40.00 円）を分配金額としております。																																								
<table> <tr><th>項 目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 7,045,023,838 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B 37,869,379,203 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 150,457,276,708 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 149,114,850,956 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 344,486,530,705 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 2,125,150,211,102 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの収益分配対象額</td><td>G=10,000×E/F 1,621.00 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 8,500,600,844 円</td></tr> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 7,045,023,838 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 37,869,379,203 円	収益調整金額	C 150,457,276,708 円	分配準備積立金額	D 149,114,850,956 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 344,486,530,705 円	当ファンドの期末残存口数	F 2,125,150,211,102 口	10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,621.00 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,500,600,844 円	<table> <tr><th>項 目</th><th></th></tr> <tr> <td>費用控除後の酒当等収益額</td><td>A 7,472,150,682 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額</td><td>B —</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C 285,022,521,611 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D 252,239,719,031 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 544,734,391,324 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 2,921,172,275,439 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの収益分配対象額</td><td>G=10,000×E/F 1,864.78 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たりの分配額</td><td>H 40.00 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000 11,684,689,101 円</td></tr> </table>	項 目		費用控除後の酒当等収益額	A 7,472,150,682 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —	収益調整金額	C 285,022,521,611 円	分配準備積立金額	D 252,239,719,031 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 544,734,391,324 円	当ファンドの期末残存口数	F 2,921,172,275,439 口	10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,864.78 円	10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,684,689,101 円
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 7,045,023,838 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B 37,869,379,203 円																																								
収益調整金額	C 150,457,276,708 円																																								
分配準備積立金額	D 149,114,850,956 円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 344,486,530,705 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2,125,150,211,102 口																																								
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,621.00 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 8,500,600,844 円																																								
項 目																																									
費用控除後の酒当等収益額	A 7,472,150,682 円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B —																																								
収益調整金額	C 285,022,521,611 円																																								
分配準備積立金額	D 252,239,719,031 円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 544,734,391,324 円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 2,921,172,275,439 口																																								
10,000 口当たりの収益分配対象額	G=10,000×E/F 1,864.78 円																																								
10,000 口当たりの分配額	H 40.00 円																																								
収益分配金金額	I=F×H/10,000 11,684,689,101 円																																								

(有価証券関係)

第 11 特定期間 〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 〕 〔 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
(単位：円)		
種類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,800,761,884,680	130,859,437,516
合計	1,800,761,884,680	130,859,437,516

第 12 特定期間 〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 〕 〔 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
(単位：円)		
種類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,263,581,361,634	△120,391,316,230
合計	2,263,581,361,634	△120,391,316,230

(デリバティブ取引関係)

第 11 特定期間 〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 〕 〔 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕	第 12 特定期間 〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 〕 〔 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(一口当たり情報)

第 11 特定期間 〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 〕 〔 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕	第 12 特定期間 〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 〕 〔 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕
特定期間末における一口当たりの純資産額 0.8477 円 (一万口当たり 8,477 円)	特定期間末における一口当たりの純資産額 0.7750 円 (一万口当たり 7,750 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成15年11月17日現在
(単位:円)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド	2,033,217,786,432	2,263,581,361,634	
	合計	2,033,217,786,432	2,263,581,361,634	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

(単位: 円)

区分	(平成15年5月19日現在)	(平成15年11月17日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	5,606,263,947	17,475,380,506
コール・ローン	19,307,718,864	15,187,121,014
国債証券	1,765,718,462,625	2,116,180,520,446
派生商品評価勘定	74,117,331	112,103,184
現先取引勘定	113,996,870,260	234,992,289,370
未収入金	—	23,085,162,501
未収利息	18,961,822,481	38,003,014,505
前払費用	10,197,719,316	7,549,887,374
流動資産 合計	1,933,862,974,824	2,452,585,478,900
資産合計	1,933,862,974,824	2,452,585,478,900
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	46,000,214	144,862,537
未払金	14,679,989,113	38,235,299,721
未払解約金	—	125,000
流動負債 合計	14,725,989,327	38,380,287,258
負債合計	14,725,989,327	38,380,287,258
純資産の部		
元本		
元本	1,632,108,367,140	2,168,453,032,412
剰余金		
剰余金	287,028,618,357	245,752,159,230
純資産合計	1,919,136,985,497	2,414,205,191,642
負債・純資産合計	1,933,862,974,824	2,452,585,478,900

重要な会計方針

項目	〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕	〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	(1) 国債証券 同左
	(2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	(2) 為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
4. その他	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成 15 年 5 月 19 日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、平成 14 年 11 月 19 日から平成 15 年 5 月 19 日までとなっております。	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成 15 年 11 月 17 日現在であります。 なお、当親投資信託は毎月決算を行っており、直近の計算期間は、平成 15 年 10 月 18 日から平成 15 年 11 月 17 日までとなっております。

追加情報

〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕	〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕
平成 15 年 5 月 19 日付で信託約款を変更し、計算期間を毎月 18 日から翌月 17 日までとしました。	—

注記事項
(資産・負債の状況関係)

(平成 15 年 5 月 19 日現在)	
期首	平成 14 年 11 月 19 日
期首元本額	1,045,251,313,448 円
期首から平成 15 年 5 月 19 日までの	
追加設定元本額	620,588,927,917 円
一部解約元本額	33,731,874,225 円
平成 15 年 5 月 19 日における元本の内訳(※)	
ベビーファンド	元本
グローバル・ソブリン・オープン (DC 年金)	16,405,287 円
グローバル・ソブリン・オープン VA (適格機関投資家専用)	3,618,387,540 円
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	1,531,390,326,287 円
グローバル・ソブリン・オープン (3 ヶ月決算型)	96,131,404,083 円
グローバル・ソブリン・オープン (1 年決算型)	951,843,943 円

(※) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(平成 15 年 11 月 17 日現在)	
期首	平成 15 年 5 月 20 日
期首元本額	1,632,108,367,140 円
期首から平成 15 年 11 月 17 日までの	
追加設定元本額	586,733,763,977 円
一部解約元本額	50,389,098,705 円
平成 15 年 11 月 17 日における元本の内訳(※)	
ベビーファンド	元本
グローバル・ソブリン・オープン (DC 年金)	22,299,190 円
グローバル・ソブリン・オープン VA (適格機関投資家専用)	12,387,560,003 円
グローバル・ソブリン・オープン (毎月決算型)	2,033,217,786,432 円
グローバル・ソブリン・オープン (3 ヶ月決算型)	116,127,850,990 円
グローバル・ソブリン・オープン (1 年決算型)	1,529,268,387 円
グローバル・ソブリン・オープン VA 2 (適格機関投資家専用)	5,106,861,099 円
グローバル・ソブリン・オープン VA 3 (適格機関投資家専用)	61,406,311 円

(※) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(有価証券関係)

(自 平成 14 年 11 月 19 日 至 平成 15 年 5 月 19 日)		
売買目的有価証券の計上額等		
(単位：円)		
種類	計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,765,718,462,625	46,412,041,076
合計	1,765,718,462,625	46,412,041,076

(自 平成 15 年 5 月 20 日 至 平成 15 年 11 月 17 日)		
売買目的有価証券の計上額等		
(単位：円)		
種類	計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,116,180,520,446	△55,453,419,720
合計	2,116,180,520,446	△55,453,419,720

(デリバティブ取引関係)

自 平成 14 年 11 月 19 日
至 平成 15 年 5 月 19 日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの回避を目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しておりますが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位：円)

区分	種類	(平成 15 年 5 月 19 日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建	14,875,871,493	—	14,903,988,610	28,117,117
	アメリカ・ドル	4,862,150,348	—	4,826,822,965	△35,327,383
	イギリス・ポンド	5,075,963,973	—	5,065,291,142	△10,672,831
	デンマーク・クローネ	4,937,757,172	—	5,011,874,503	74,117,331
	合計	14,875,871,493	—	14,903,988,610	28,117,117

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

自 平成 15 年 5 月 20 日
至 平成 15 年 11 月 17 日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、運用上生じる信託財産が有するリスクの回避を目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しておりますが、当該取引についてはヘッジ対象の市場リスクの減殺を主な目的としており、当該評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位：円)

区分	種類	(平成 15 年 11 月 17 日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建	21,152,441,773	—	21,264,544,957	112,103,184
	カナダ・ドル	7,641,835,826	—	7,662,072,716	20,236,890
	ノルウェー・クローネ	6,798,644,165	—	6,865,068,733	66,424,568
	オーストラリア・ドル	6,711,961,782	—	6,737,403,508	25,441,726
	売建	23,068,793,757	—	23,213,656,294	△144,862,537
	アメリカ・ドル	23,068,793,757	—	23,213,656,294	△144,862,537
	合計	44,221,235,530	—	44,478,201,251	△32,759,353

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(一口当たり情報)

〔 自 平成 14 年 11 月 19 日 〕 〔 至 平成 15 年 5 月 19 日 〕		〔 自 平成 15 年 5 月 20 日 〕 〔 至 平成 15 年 11 月 17 日 〕	
一口当たりの純資産額	1.1759 円	一口当たりの純資産額	1.1133 円
(一万口当たり)	11,759 円)	(一万口当たり)	11,133 円)

(2) 附属明細表
第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

平成15年11月17日現在

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY BOND '160515		39,000,000.00	48,731,718.75	
		US TREASURY BOND '161115		35,400,000.00	45,157,125.00	
		US TREASURY BOND '220815		23,700,000.00	29,987,906.25	
		US TREASURY BOND '221115		15,000,000.00	19,696,875.00	
		US TREASURY BOND '230215		8,500,000.00	10,638,281.25	
		US TREASURY BOND '230815		48,000,000.00	54,817,500.00	
		US TREASURY BOND '260215		7,000,000.00	7,783,125.00	
		US TREASURY BOND '260815		8,000,000.00	9,711,250.00	
		US TREASURY BOND '261115		5,000,000.00	5,900,000.00	
		US TREASURY BOND '270215		80,000,000.00	95,812,500.00	
		US TREASURY BOND '270815		21,000,000.00	24,468,281.25	
		US TREASURY BOND '300515		120,000,000.00	138,862,500.00	
		US TREASURY NOTE '040515		243,200,000.00	250,648,000.00	
		US TREASURY NOTE '050215		65,500,000.00	70,479,023.76	
		US TREASURY NOTE '050515		182,000,000.00	195,436,719.66	
		US TREASURY NOTE '050515		515,000,000.00	554,791,799.45	
		US TREASURY NOTE '050815		435,000,000.00	470,989,455.30	
		US TREASURY NOTE '051115		275,000,000.00	296,892,579.50	
		US TREASURY NOTE '060215		2,000,000.00	2,160,468.76	
		US TREASURY NOTE '060715		305,000,000.00	342,839,062.50	
		US TREASURY NOTE '070215		270,000,000.00	301,872,657.60	
		US TREASURY NOTE '070515		235,000,000.00	266,725,000.00	
		US TREASURY NOTE '070815		615,000,000.00	689,664,843.75	
		US TREASURY NOTE '080215		72,000,000.00	79,503,750.00	
		US TREASURY NOTE '080515		385,000,000.00	427,229,687.50	
		US TREASURY NOTE '090515		250,000,000.00	277,968,750.00	
		US TREASURY NOTE '090815		445,000,000.00	504,935,937.50	
		US TREASURY NOTE '100215		417,200,000.00	485,972,812.50	
		US TREASURY NOTE '120815		200,000,000.00	204,375,000.00	
	小計	銘柄数:	29	5,322,500,000.00	5,914,052,610.28	
					(642,857,518,737)	
		組入時価比率:	26.6%		30.4%	
	カナダ・ドル	CANADIAN GOVT '050901		400,000,000.00	419,328,000.00	
		CANADIAN GOVT '060901		215,000,000.00	227,439,900.00	
		CANADIAN GOVT '070901		150,000,000.00	153,328,500.00	
		CANADIAN GOVT '090601		440,000,000.00	465,986,400.00	
		CANADIAN GOVT '110601		340,000,000.00	368,937,400.00	
		CANADIAN GOVT '120601		200,000,000.00	206,868,000.00	
	小計	銘柄数:	6	1,745,000,000.00	1,841,888,200.00	
					(153,945,015,756)	
		組入時価比率:	6.4%		7.3%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM '070328		130,000,000.00	142,187,500.00	
		BELGIUM KINGDOM '080328		180,000,000.00	195,757,200.00	
		BELGIUM KINGDOM '080729		273,300,000.00	318,230,520.00	
		BELGIUM KINGDOM '100928		50,000,000.00	55,082,000.00	
		BELGIUM KINGDOM '120928		225,000,000.00	236,337,750.00	
		BELGIUM KINGDOM '121224		170,000,000.00	216,615,700.00	
		BUNDES REPUB. '040715		4,000,000.00	4,115,520.00	
		BUNDES REPUB. '050512		15,782,297.03	16,759,379.03	
		BUNDES REPUB. '051014		149,700,000.00	160,047,264.00	
		BUNDES REPUB. '060426		20,000,000.00	21,542,200.00	
		BUNDES REPUB. '120704		650,000,000.00	684,411,000.00	
		BUNDES REPUB. '270704		10,000,000.00	12,083,900.00	
		ESP GOVT. BOND '040530		7,212,145.25	7,429,447.18	
		ESP GOVT. BOND '070331		7,212,145.25	8,136,093.17	
		ESP GOVT. BOND '080131		614,245,465.37	673,679,856.59	
		ESP GOVT. BOND '110730		400,000,000.00	432,280,000.00	
		ESP GOVT. BOND '120730		300,000,000.00	315,468,000.00	
		ESP GOVT. BOND '130131		340,000,000.00	386,991,400.00	
		ESP GOVT. BOND '290131		380,000,000.00	434,237,400.00	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	FRN GOVT. BOND '041025		19,900,000.00	20,708,338.00	
		FRN GOVT. BOND '050425		4,573,470.00	4,889,542.51	
		FRN GOVT. BOND '051025		6,097,960.00	6,666,289.87	
		FRN GOVT. BOND '061025		55,639,184.00	60,879,282.34	
		FRN GOVT. BOND '070425		39,000,000.00	41,764,320.00	
		FRN GOVT. BOND '071025		44,219,592.00	47,532,081.63	
		FRN GOVT. BOND '100425		122,800,000.00	133,471,320.00	
		FRN GOVT. BOND '110425		406,500,000.00	468,267,675.00	
		FRN GOVT. BOND '121025		40,000,000.00	41,338,400.00	
		ITL GOVT. BOND '061101		71,000,000.00	80,179,590.00	
		ITL GOVT. BOND '070201		246,000,000.00	272,122,740.00	
		ITL GOVT. BOND '070701		87,500,000.00	97,544,125.00	
		ITL GOVT. BOND '071101		126,500,000.00	138,307,510.00	
		ITL GOVT. BOND '101101		242,400,000.00	263,025,816.00	
		ITL GOVT. BOND '110801		230,000,000.00	245,812,500.00	
		ITL GOVT. BOND '120201		285,000,000.00	299,235,750.00	
		ITL GOVT. BOND '271101		221,000,000.00	264,620,980.00	
		ITL GOVT. BOND '310501		200,000,000.00	225,676,000.00	
	小計	銘柄数:	37	6,374,582,258.90	7,033,434,390.32	
		組入時価比率:	37.5%		(904,499,662,595)	
					42.7%	
	イギリス・ポンド	UK TREASURY '051207		80,000,000.00	86,264,000.00	
		UK TREASURY '061207		86,000,000.00	92,845,600.00	
		UK TREASURY '071207		10,000,000.00	10,891,000.00	
		UK TREASURY '080307		515,000,000.00	518,502,000.00	
		UK TREASURY '091207		86,000,000.00	89,766,800.00	
		UK TREASURY '101125		9,600,000.00	10,339,200.00	
		UK TREASURY '120307		285,000,000.00	285,513,000.00	
		UK TREASURY '140907		90,000,000.00	90,045,000.00	
	小計	銘柄数:	8	1,161,600,000.00	1,184,166,600.00	
		組入時価比率:	9.0%		(217,839,287,736)	
					10.3%	
	スウェーデン・クローネ	SWED GOVT. BOND '050209		950,000,000.00	980,856,000.00	
		SWED GOVT. BOND '070815		1,270,000,000.00	1,439,303,700.00	
		SWED GOVT. BOND '080505		1,650,000,000.00	1,797,130,500.00	
		SWED GOVT. BOND '121008		1,000,000,000.00	1,047,270,000.00	
		SWED GOVT. BOND '140505		110,000,000.00	126,055,600.00	
	小計	銘柄数:	5	4,980,000,000.00	5,390,615,800.00	
		組入時価比率:	3.2%		(77,355,336,730)	
					3.7%	
	ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVT. '110516		650,000,000.00	695,194,500.00	
		銘柄数:	1	650,000,000.00	695,194,500.00	
	小計	組入時価比率:	0.5%		(10,879,793,925)	
					0.5%	
	デンマーク・クローネ	KINGDOM DENMARK '041215		25,000,000.00	26,181,750.00	
		KINGDOM DENMARK '060315		68,000,000.00	75,469,120.00	
		KINGDOM DENMARK '071115		105,000,000.00	118,407,450.00	
		KINGDOM DENMARK '091115		83,000,000.00	91,893,450.00	
		KINGDOM DENMARK '131115		2,000,000,000.00	2,073,120,000.00	
	小計	銘柄数:	5	2,281,000,000.00	2,385,071,770.00	
		組入時価比率:	1.7%		(41,237,890,903)	
					1.9%	
	オーストラリア・ドル	AUD GOVT. BOND '050715		200,000,000.00	205,720,000.00	
		AUD GOVT. BOND '061115		300,300,000.00	308,023,716.00	
		AUD GOVT. BOND '090915		250,200,000.00	269,653,050.00	
		AUD GOVT. BOND '110615		80,000,000.00	79,184,800.00	
	小計	銘柄数:	4	830,500,000.00	862,581,566.00	
		組入時価比率:	2.8%		(67,566,014,064)	
					3.2%	
	合計				2,116,180,520,446	
					(2,116,180,520,446)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
資産・負債の状況における注記事項として記載しているため省略しております。

2. ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

(2003 年 12 月 30 日現在)

I	資産総額	2,494,580,682,601円
II	負債総額	2,359,612,575円
III	純資産総額 (I - II)	2,492,221,070,026円
IV	発行済数量	3,156,114,951,182口
V	1 単位 (1 万口) 当たり純資産額 (III/IV)	7,896円

(2) 投資有価証券の主要銘柄 (全銘柄)

(2003 年 12 月 30 日現在)

順位	銘柄名	商品	国／地域	総口数 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	グローバル・ソブリン・オープンマザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	2,172,358,470,283	1.1331	2,461,708,936,831	1.1420	2,480,833,373,063	99.54

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注 2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、一口当たりの値です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

(1) 純資産額計算書

(2003 年 12 月 30 日現在)

I	資産総額	2,642,893,181,862円
II	負債総額	6,000,000円
III	純資産総額 (I - II)	2,642,887,181,862円
IV	発行済数量	2,314,186,625,082口
V	1 単位 (1 万口) 当たり純資産額 (III/IV)	11,420円

(2) 投資有価証券の主要銘柄 (評価額上位 30 銘柄)

(2003年12月30日現在)

順位	国/地域	種別	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額			評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額 (円)			
1	イギリス	国債証券	UK TREASURY '080307	イギリス・ポンド	515,000,000	101.64	523,446,000.00	101.65	523,497,500.00	99,501,169,825	5.0	2008/3/7	3.76
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '131115	アメリカ・ドル	870,000,000	100.10	870,951,562.50	100.15	871,359,375.00	93,348,729,843	4.25	2013/11/15	3.53
3	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '120704	ユーロ	650,000,000	105.79	687,674,000.00	106.07	689,507,000.00	92,214,666,180	5.0	2012/7/4	3.48
4	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '080131	ユーロ	614,245,465	109.91	675,141,760.80	110.03	675,915,710.09	90,396,967,067	6.0	2008/1/31	3.42
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070815	アメリカ・ドル	615,000,000	112.01	688,896,093.75	111.92	688,319,531.25	73,739,671,382	6.125	2007/8/15	2.79
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY '120307	イギリス・ポンド	340,000,000	101.73	345,882,000.00	101.75	345,950,000.00	65,754,716,500	5.0	2012/3/7	2.48
7	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '110425	ユーロ	406,500,000	115.59	469,897,740.00	115.82	470,844,885.00	62,970,794,919	6.5	2011/4/25	2.38
8	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '290131	ユーロ	380,000,000	115.17	437,646,000.00	115.87	440,332,600.00	58,890,081,924	6.0	2029/1/31	2.22
9	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '110730	ユーロ	400,000,000	108.51	434,056,000.00	108.71	434,856,000.00	58,157,641,440	5.4	2011/7/30	2.20
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '050515	アメリカ・ドル	500,000,000	107.35	536,796,875.00	107.23	536,171,875.00	57,440,092,968	6.75	2005/5/15	2.17
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '090815	アメリカ・ドル	445,000,000	113.43	504,796,875.00	113.34	504,379,687.50	54,034,195,921	6.0	2009/8/15	2.04
12	イギリス	国債証券	UK TREASURY '140907	イギリス・ポンド	271,000,000	101.84	275,986,400.00	101.82	275,932,200.00	52,446,433,254	5.0	2014/9/7	1.98
13	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '130131	ユーロ	340,000,000	114.24	388,419,400.00	114.50	389,323,800.00	52,068,165,012	6.15	2013/1/31	1.97
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '100215	アメリカ・ドル	417,200,000	116.39	485,581,687.50	116.29	485,190,562.50	51,978,464,960	6.5	2010/2/15	1.96
15	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '310501	ユーロ	325,000,000	113.40	368,568,000.00	113.83	369,973,500.00	49,480,255,890	6.0	2031/5/1	1.87
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '080515	アメリカ・ドル	385,000,000	110.89	426,928,906.25	110.79	426,567,968.75	45,698,226,492	5.625	2008/5/15	1.72
17	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT '090601	カナダ・ドル	490,000,000	106.45	521,644,200.00	106.87	523,707,100.00	42,870,663,206	5.5	2009/6/1	1.62
18	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '080729	ユーロ	273,300,000	116.61	318,714,261.00	116.74	319,064,085.00	42,671,630,727	7.5	2008/7/29	1.61
19	スペイン	国債証券	ESP GOVT. BOND '120730	ユーロ	300,000,000	105.65	316,968,000.00	105.88	317,646,000.00	42,481,976,040	5.0	2012/7/30	1.60
20	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '120201	ユーロ	285,000,000	105.37	300,327,300.00	105.62	301,017,000.00	40,258,013,580	5.0	2012/2/1	1.52
21	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT '130601	カナダ・ドル	450,000,000	104.54	470,460,000.00	104.77	471,478,500.00	38,595,230,010	5.25	2013/6/1	1.46
22	デンマーク	国債証券	KINGDOM DENMARK '131115	デンマーク・クローネ	2,000,000,000	104.10	2,082,180,000.00	104.50	2,090,180,000.00	37,560,534,600	5.0	2013/11/15	1.42
23	イギリス	国債証券	UK TREASURY '091207	イギリス・ポンド	186,000,000	105.87	196,933,900.00	105.76	196,713,600.00	37,389,353,952	5.75	2009/12/7	1.41
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '060715	アメリカ・ドル	305,000,000	112.13	342,005,079.65	112.00	341,623,829.65	36,598,160,870	7.0	2006/7/15	1.38
25	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '070201	ユーロ	246,000,000	110.68	272,275,260.00	110.75	272,449,920.00	36,437,452,300	6.75	2007/2/1	1.37
26	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '271101	ユーロ	221,000,000	120.09	265,405,530.00	120.65	266,640,920.00	35,660,556,640	6.5	2027/11/1	1.34
27	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '101101	ユーロ	242,400,000	108.88	263,932,392.00	109.07	264,405,072.00	35,361,534,329	5.5	2010/11/1	1.33
28	イタリア	国債証券	ITL GOVT. BOND '110801	ユーロ	230,000,000	107.22	246,622,100.00	107.46	247,162,600.00	33,055,526,124	5.25	2011/8/1	1.25
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE '070215	アメリカ・ドル	270,000,000	111.59	301,303,125.00	111.48	301,007,812.50	32,246,966,953	6.25	2007/2/15	1.22
30	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '120928	ユーロ	225,000,000	105.49	237,357,000.00	105.71	237,867,750.00	31,812,432,885	5.0	2012/9/28	1.20

種類別投資比率 (2003 年 12 月 30 日現在)

国内／外国	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	89.42
	合計	89.42

- (3) 投資不動産物件
該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの (2003 年 12 月 30 日現在)

取引所	種類/名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 ユーロ	26,704,450,000	26,735,000,000	1.01

- (注) 時価の算定方法
為替予約取引
原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

その他の情報

ファンドの沿革

平成 9 年 12 月 18 日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
平成 14 年 3 月 1 日 ファミリーファンド方式へ移行

内国投資信託受益証券の形態等

無記名式の追加型証券投資信託受益証券です。
格付けは取得していません。

発行数

10 兆円相当口を上限とします。

発行価額の総額

10 兆円を上限とします。

振替機関に関する事項

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。



委託会社の概況

◇ 資本金（平成 15 年 12 月末現在）

26 億 8 千万円

◇ 沿革

昭和 58 年 3 月 国際投信委託株式会社設立

昭和 59 年 12 月 国際投資顧問株式会社設立

平成 9 年 7 月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

◇ 大株主の状況（平成 15 年 12 月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
国際土地建物株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号	1,427 株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号	1,400 株	10.77%
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号	1,372 株	10.56%

目論見書の記載事項等

1. 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
2. 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約して「ファンドの概要」として目論見書の冒頭に記載することがあります。
3. 有価証券届出書の記載項目の配列を変更し、また、類似情報を集約して記載することがあります。
4. 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、グラフ、図表等を使用することがあります。
5. 目論見書の巻末に投資信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該投資信託約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
6. 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
7. 目論見書は電子媒体等に掲載することがあります。
8. 添付書類（要約目論見書）を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口に規定する書類（要約目論見書）として、以下の記載にしたがい使用します。
（有価証券届出書の効力発生日については、決定次第記載します。）
 - (1) 当要約目論見書は、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（ハガキ・封書用）等として使用されるほか、ビデオ、電子媒体、新聞、雑誌または書籍等に掲載されることがあります。
 - (2) 当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙、印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名等を付加して使用することがあります。
 - (3) 当要約目論見書は、販売会社の本店所在地、問い合わせ電話番号、ロゴマーク入り社名も



しくは社名等を付加して使用することがあります。

(4) ファンドに関する以下のデータを、文章、数値、グラフ等で表示することがあります。
(データは更新されることがあります。)

- a. 基準価額（収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。）、純資産総額、受益権口数または収益分配金実績の推移
- b. 直近日の基準価額、純資産総額、受益権口数または収益分配金実績
- c. 組入上位銘柄および純資産組入比率
- d. ファンドおよびベンチマーク等の設定来、または特定の期間における騰落率および累積リターン
- e. 投信評価機関および投信評価会社等による評価結果

9. 目論見書または要約目論見書に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。

- (1) 当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- (2) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- (3) 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- (4) 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。
- (5) 登録金融機関は、証券会社とは異なり、投資者保護基金には加入していません。
- (6) 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- (7) 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- (8) 投資信託をご購入の際は、最新の「目論見書」を必ずご覧ください。

内国投資信託受益証券事務の概要

1. 投資信託受益証券の名義書換等

委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

また、記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。ただし、名義書換の手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

なお、当該手続きの取扱機関等は以下の通りです。

取扱機関 国際投信投資顧問株式会社

取扱場所 東京都中央区日本橋本町一丁目3番11号

受益証券の保管を販売会社に委託している場合には、当該販売会社において受付けるものとします。

2. 受益者等名簿

受益者等名簿は作成しません。

ただし、記名式へ変更した場合には作成します。

3. 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4. 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の再発行

- (1) 委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。



- (2) 委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- (3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の規定を準用します。
- (4) 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

追加型証券投資信託
グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
約 款

国際投信投資顧問株式会社

追加型証券投資信託
グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第20条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

2. 投資対象

主として、グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を通じて世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）に投資を行います。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- (1) 親投資信託への投資は、制限を設けません。
- (2) 株式への実質投資は、転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの実質投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

4. 収益分配方針

・毎月17日（ただし、17日が休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本的考え方に則した運用を行います。

追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型） 約款

信託の種類、委託者および受託者	第1条 この信託は、証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
信託事務の委託	第1条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
信託の目的および金額	第2条 委託者は、受益者のために利殖の目的をもって金15,533,858,755円を信託し、受託者はこれを引受けます。
信託金の限度額	第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加することができます。 ② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。 ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。
信託期間	第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による信託終了の日までとします。
受益証券の取得申込みの勧誘の種類	第4条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。 ② この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。
当初の受益者	第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条第1項および第2項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権の分割および再分割	第6条 委託者は、第2条に規定する受益権については、15,533,858,755口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 ③ （削除）
追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法	第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。 ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
信託日時の異なる受益権の内容	第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。
受益証券の発行	第9条 委託者は、第6条第1項および第2項の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式受益証券を発行します。
受益証券の発行についての受託者の認証	第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印すること

受益証券の申込単位
および価額

によって行います。

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益証券を、取得申込者に対し、1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合において、第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、受益証券の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込みに係る受益証券について第47条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことを申出たときには、1万口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益証券の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

③ 前2項の場合の受益証券の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は1口につき1円に、1円に第4項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託期間締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第1号に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1.（手数料率）取得申込口数に応じて

1億口未満の場合 1.5%

1億口以上の場合 1.0%

2.（手数料率）取得申込総金額に応じて

1億円未満の場合 1.5%

1億円以上の場合 1.0%

3.（手数料率）取得申込金額に応じて

1億円未満の場合 1.5%

1億円以上の場合 1.0%

⑤ 第3項の規定に係わらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外

の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。) にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。) が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。) または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。) の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託に係る受益証券の取得申込みをする場合の1口当たりの受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。) については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該取得申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第3項および前項の規定に係わらず、受益者が第47条第2項および第3項の規定に
⑥ 基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、決算日の基準価額とします。

第3項および第5項の規定に係わらず、委託者の指定する証券会社および登録金融
⑦ 機関は、追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該信託の信託期間の信託終了日の1年前以内で当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

第3項、第4項および前項の規定に係わらず、委託者の指定する証券会社および登
⑧ 録金融機関は、別に定める追加型証券投資信託の受益証券を保有する受益者が、当該受益証券の申込みを行った当該証券会社および登録金融機関で、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以降、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該証券会社および登録金融機関が別に定める期間以内に、当該証券会社および登録金融機関でこの受益証券の取得申込みをする場合の手数料率を別に定めることができます。

受 益 証 券 の 種 類

第12条 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の17種類とします。

② 別に定める契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行う会社(以下「保護預り会社」といいます。) が保管する委託者の自らの募集に係る受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券

受益証券の記名式、
無記名式への変更
ならびに名義書換手続き

記名式受益証券譲渡
の対抗要件
無記名式受益証券
の再交付

記名式受益証券の再交付

受益証券を毀損した
場合などの再交付

受益証券の
再交付の費用
投資の対象とする
資産の種類

とすることができます。

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続きは、第40条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託の2及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
3. 有価証券オプション取引に係る権利
4. 外国市場証券先物取引に係る権利
5. 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
8. 金銭債権（第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。）
9. 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
10. 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。）に係る権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）に係る権利（第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除きます。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）

運用の指図範囲

イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限りです。）

ロ. 有価証券

ハ. 金銭債権

第19条 委託者は、信託金を、主として国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限りです。）の行使により取得した株券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）

9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

10. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定に係わらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式

④ の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総

	額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
	前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の
⑤ 受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。	
運用の基本方針	第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。
投資する株式の範囲	第21条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
同一銘柄の株式への投資制限	第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
	② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
先物取引等の運用指図・目的・範囲	第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
	1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
	2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
	3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
	② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
	1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証

スワップ取引の運用
指図・目的・範囲

券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産

	に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。 前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るス ④ ワップ取引の想定元本の総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。 ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 ⑥
同一銘柄の転換社債等への投資制限	第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
有価証券の貸付の指図および範囲	第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。 ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限	第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
外国為替予約の指図	第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
外貨建資産の円換算および予約為替の評価	第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売相場場の仲値によって計算します。 ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売相場場の仲値によって計算します。
保管業務の委任	第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、

	その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
有 価 証 券 の 保 管	第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
混 蔵 寄 託	第32条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
一 括 登 録	第33条 (削除)
信 託 財 産 の 表 示 お よ び 記 載 の 省 略	第34条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。
有 価 証 券 売 却 等 の 指 図	第35条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。
再 投 資 の 指 図	第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
資 金 の 借 入 れ	第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。 ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。 ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
損 益 の 帰 属	第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
受 託 者 に よ る 資 金 の 立 替 え	第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る ② 利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その ③ のつど別にこれを定めます。
計 算 期 間	第40条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。 ② 前項に係わらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間終了日とします。
信 託 財 産 に 関 す る 報 告	第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し

	て、これを委託者に提出します。
信 託 事 務 の 諸 費 用	③ （削除）
	第42条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
	② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
信 託 報 酬 等 の 総 額	第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の125の率を乗じて得た額とします。
	② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
	③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
収 益 の 分 配 方 式	第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
	1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
	2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
	② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
追 加 信 託 金 また は 一部解約金の計理処理	第45条 （削除）
収益分配金、償還金および 一部解約金の委託者 への交付と支払いに 関する受託者の免責	第46条 受託者は、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日の前日および第47条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第5項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第47条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。
	② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
収益分配金、償還金および 一部解約金の支払い	第47条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
	② 前項の規定に係わらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付を行います。

	③ 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益証券に帰属する収益分配金（受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が当該申出を受付けた受益証券に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益証券の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益証券の取得の申込みに応じたものとします。 ④ 委託者は、前項の受益者がその有する受益証券の全部の口数について第51条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に係わらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。 ⑥ 一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。 ⑦ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。ただし、委託者が自ら募集したものについては、委託者において行います。 ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。 ⑨ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第5項および第6項の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺しなければなりません。 ⑩ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。
受 益 証 券 の 保 護 預 り	第48条 委託者は、委託者の自らの募集に係る第9条の規定により発行された受益証券を受託者と保護預り会社との保護預り契約に基づいて保護預り会社において混蔵保管するものとします。ただし、受益者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券については、この限りではありません。
収 益 分 配 金 お よ び 償 還 金 の 時 効	第49条 受益者が収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。
受 益 証 券 の 買 取 り	第50条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、次の事由により、平成10年6月16日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）から買取りの請求があるときは、1万口単位（別に定める契約に係る受益証券については1口単位）をもってその受益証券を買取ります。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者より買取った受益証券を平成10年6月17日以降において、委託者に一部解約の実行を請求するものとします。 1. 受益者が死亡したとき

2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定する証券会社および登録金融機関が認めるとき

- ② 受益証券の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。この場合において、受益者が前項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。
- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益証券の買取りの受付を中止することができます。
- ④ 前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

一 部 解 約

第51条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本項において同じ。）は、平成10年6月17日以降において、自己の有する受益証券につき、委託者に、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位（委託者の自らの募集に係る受益証券（委託者が自己の有する受益証券の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益証券の取得申込みをしないことをあらかじめ申出た場合において、委託者が、当該申出を受付けた受益証券を除きます。）、別に定める契約に係る受益証券または委託者の指定する証券会社および登録金融機関の所有に係る受益証券については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成10年6月16日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産宣告を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ② 委託者は、前項の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - ④ 受益者が、第1項の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者に対し、受益証券をもって行うものとします。この場合において、受益者が第1項ただし書きの各号に規定する事由によりその請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、当該

信 託 契 約 の 解 約

信 託 契 約 に 関 す る
監 督 官 庁 の 命 令

委 託 者 の 認 可 取 消
な ど に 伴 う 取 扱 い

事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。

- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項に準じて計算された価額とします。

第52条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定に係わらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

委託者の営業の譲渡 および承継に伴う取扱い	第55条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。 ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。
受託者の辞任 に伴う取扱い	第56条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は第57条の規定にしたがい新受託者を選任します。 ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
信託約款の変更	第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。 ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し ③ て異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二 ④ 分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびそ ⑤ の理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
反対者の買取請求権	第57条 第52条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第52条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
信託期間の延長 公告	第58条 (削除)
信託約款に関する 疑義の取扱い	第59条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 委託者は、平成10年12月1日現在において、委託者の自らの募集に係る受益証券を保護預り契約に基づき混蔵保管している場合、当該受益証券および当該受益証券に帰属する収益分配金の再投資に係る受益証券に限り、平成11年11月30日まで保管することができます。なお、このとき、受益証券の種類は、1口の整数倍の受益証券とすることができます。
- 第2条 第47条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均

され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 変更後の第43条の規定は、平成12年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

前記条項により信託契約を締結します。

平成9年12月18日

東京都中央区日本橋本町一丁目3番11号
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
受託者 りそな信託銀行株式会社

I. 別に定める追加型証券投資信託

約款第11条第8項の「別に定める追加型証券投資信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）

追加型証券投資信託 グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型）

親投資信託

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド
約 款

国際投信投資顧問株式会社

親投資信託
グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド
ー運用の基本方針ー

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

・運用の基本的考え方

- 世界主要先進国の国債、政府機関債等（原則としてA格以上のもの）に分散投資し、リスク分散をはかったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
- 国別資産配分については、投資対象国毎に①債券投資収益率予測（金利予測）と②為替収益率予測を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組み合わせを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。
- 円投資家の立場から最適な国別の資産配分（カントリー・アロケーション）を行うことにより、リスクの管理とリターンの追求をはかります。
- 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

2. 投資対象

世界主要先進国の国債、政府機関債等（A格以上のもの）を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- （１）株式への投資は、転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- （２）同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （３）同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （４）有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- （５）スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- （６）外貨建資産への投資は、制限を設けません。

親投資信託 グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド 約款

信託の種類、委託者および受託者	第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
信託事務の委託	第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。
信託の目的、金額および信託金の限度額	第3条 委託者は、金1兆円または金1兆円相当のほかの証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するもの)に限ります。以下「信託適格有価証券」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。 ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金15兆円または金15兆円相当の信託適格有価証券を限度として信託金または信託適格有価証券を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。 ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。 ④ 第1項に規定する信託適格有価証券とは、次の有価証券をいいます。 1. 証券取引所(証券取引法第2条第11項に規定する証券取引所をいいます。以下同じ。)に上場されている有価証券(証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券または外国国債証券とみなされる標準物を除きます。) 2. 店頭売買有価証券(証券取引法第76条第1項に規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。) 3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの イ. 証券取引法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有価証券(同項第9号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ.において同じ。) ロ. 証券取引法第2条第1項第6号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同法第67条第1項に規定する証券業協会をいいます。)または外国において設立される当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの ハ. 証券取引法第2条第1項第7号、第7号の2および第10号の2に掲げる有価証券
信託期間	第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項の規定による信託終了の日までとします。
受益証券の取得申込みの勧誘の種類	第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項で定める適格機関投資家私募により行われます。
受益者	第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする国際投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とし、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限るものとします。
信託適格有価証券での取得の要件	第7条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を当該他の証券投資信託の投資信託財産に属する信託適格有価証券で取得する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとします。

	1. 委託者は、この信託の受益権の取得に用いる信託適格有価証券について投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規定第4条第2項に定める時価（計算を行う日の公表されている最終価額に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額）を算定し、それに相当する口数のこの信託の受益証券の取得を指図するものであること。 2. この信託とその受益権を取得しようとするほかの証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における投資信託及び投資法人に関する法律第25条第1項第6号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。
受益権の分割 および再分割	第8条 委託者は、第3条第1項に規定する受益権については、1兆口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
追加信託金の計算方法	第9条 追加信託金または追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
信託日時の異なる 受益権の内容	第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。 第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。 ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。 ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。
受益証券の発行 および種類	第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
受益証券の発行に ついての受託者の認証 投資の対象とする 資産の種類	第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。 1. 有価証券 2. 有価証券指数等先物取引に係る権利 3. 有価証券オプション取引に係る権利 4. 外国市場証券先物取引に係る権利 5. 有価証券店頭指数等先物取引に係る権利 6. 有価証券店頭オプション取引に係る権利 7. 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利 8. 金銭債権（第1号、次号および第11号に掲げるものに該当するものを除きます。） 9. 約束手形（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

運 用 の 指 図 範 囲

10. 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第9項に規定する金融先物取引等をいいます。）に係る権利
11. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、内閣府令で定めるもの（金融先物取引等を除きます。）に係る権利（第2号から第7号までに掲げるものに該当するものを除きます。）
12. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - イ. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）
 - ロ. 有価証券
 - ハ. 金銭債権

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 転換社債の転換および新株予約権（商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）

第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン

運用の基本方針

投資する株式の範囲

同一銘柄の株式への投資制限

先物取引等の運用
指図・目的・範囲

4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定に係わらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の3

- ④ 0を超えることとなる投資の指図をしません。

第15条 委託者は信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

第16条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

第17条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内と

スワップ取引の運用
指図・目的・範囲

同一銘柄の転換社債等
への投資制限

し、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額が、信託財

有 価 証 券 の 貸 付 の 指 図 お よ び 範 囲	産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。 ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。 ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
特 別 の 場 合 の 外 貨 建 有 価 証 券 へ の 投 資 制 限	第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
外 国 為 替 予 約 の 指 図	第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
外 貨 建 資 産 の 円 換 算 お よ び 予 約 為 替 の 評 価	第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。 ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
保 管 業 務 の 委 任	第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
有 価 証 券 の 保 管	第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
混 蔵 寄 託	第27条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
一 括 登 録	第28条 (削除)
信 託 財 産 の 表 示 お よ び 記 載 の 省 略	第29条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。
有 価 証 券 売 却 等 の 指 図	第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。
再 投 資 の 指 図	第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
損 益 の 帰 属	第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
受 託 者 に よ る 資 金 の 立 替 え	第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る ② 利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そ ③ のつど別にこれを定めます。

計 算 期 間	第34条 この信託の計算期間は、毎月18日から翌月17日までとします。 ② 前項に係わらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。
信 託 財 産 に 関 す る 報 告	第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
信 託 事 務 の 諸 費 用	第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
信 託 報 酬	第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
利 益 の 留 保	第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。
追 加 信 託 金 お よ び 一 部 解 約 金 の 計 理 処 理	第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。
信 託 の 一 部 解 約	第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。 ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権口数で除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
信 託 契 約 の 解 約	第41条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める ② べての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し ④ て異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

	第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合 ⑦ 合には適用しません。
償還金の委託者への 交付と支払いに関する 受託者の免責	第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払 ② いにつき、その責を任じません。
償還金支払いの時期	第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。
信託契約に関する 監督官庁の命令	第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。
委託者の認可取消 などに伴う取扱い	第45条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 ② 前項の規定に係わらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。
委託者の営業の譲渡 および承継に伴う取扱い	第46条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。 ② 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。
受託者の辞任 に伴う取扱い	第47条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。この場合、委託者は第48条の規定にしたがい新受託者を選任します。 ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
信託約款の変更	第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。 ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対し ③ て異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二 ④ 分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびそ ⑤ の理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
反対者の買取請求権	第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場

利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付
運用報告書
公告
信託約款に関する疑義の取扱い

合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第28条第1項に定める書面を交付しません。

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第33条に定める運用報告書を交付しません。

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

平成13年12月21日

東京都中央区日本橋本町一丁目3番11号
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
受託者 りそな信託銀行株式会社

《 用 語 集 》

あ行

◇ 委託会社

信託財産の運用指図、受益証券の発行等を行う運用会社のことを指します。

◇ 運用報告書

ファンドの運用状況を説明する報告書のことです。決算日（年2回以上決算があるファンドは年2回）や償還日を基準に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。

か行

◇ 格付け

格付けとは、債券などの元本や利息が償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付けをもつ債券ほど、元本や利息が償還まで定め通り返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。

◇ 解約価額（一部解約価額）

ファンドの一部解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。

◇ 株式投資信託

株式を少しでも組入れることが可能なファンドを株式投資信託といいます。したがって、主として債券に投資するファンドであっても、約款上、株式にも投資できるファンドは株式投資信託に分類されます。

◇ 為替ヘッジ

外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合があります。この為替変動によるリスクを軽減する手段を為替ヘッジといいます。ただし為替ヘッジを行うと、円安になった場合でも為替差益による基準価額の上昇はあまり望めなくなります。また為替ヘッジ取引には、およそ内外の短期金利差に相当するコストがかかります。

◇ 監査報酬

ファンドで取得している有価証券や資金などの分別管理が適切に行われているかなどについて公認会計士などの有資格者による監査が義務付けられています。このファンド監査に必要な費用は監査費用として信託財産から支払われます。

◇ 基準価額

ファンドの時価を表す金額で、純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1万円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動することになります。なお、1口1円でスタートするものは、1万口当たりの価額で表示されることが一般的です。

◇ 公社債投資信託

主に公社債や短期金融商品で運用し、約款上、株式には一切投資できないファンドをいいます。

◇ 個別元本

個々の受益者がファンドを取得したときの基準価額（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれません。）であり、税法上の元本となります。同一のファンドを複数回取得した場合、追加購入するつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

さ行

◇ 自動けいぞく投資

収益分配金から税金を差引いた後、同じファンドを自動的に取得する仕組みのこと。再投資分の買付けに際して手数料がかからないメリットがあります。

◇ 収益分配金

運用により得た収益を受益者に分配するもので、株式の配当金（公社債型投資信託では利子所得）にあたるものです。追加型株式投資信託の場合、それぞれの受益者の取得価額に応じて普通分配金と特別分配金とに区分されます。

◇ 受益者

ファンドを取得した投資者のことです。

◇ 受益証券

ファンドの利益を受ける権利（受益権）を表示したもので、有価証券の一種です。委託会社が受託会社の認証を受けて発行します。原則として無記名ですが、記名式にすることもできます。

◇ 受託会社

信託財産の保管・管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行で、受託者とも呼ばれています。信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（受益証券の基準価額の計算を含む）、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指示および連絡などの業務を行います。

◇ 純資産総額

ファンドに組入れられている有価証券を時価で計算し、その合計に未収利息などを加え、未払金などの負債総額を差引いたもので、ファンドの規模を表す数字として利用されます。

◇ 償還

ファンドの運用を終了すること。あらかじめ決められた期日を迎える満期償還と、期日以前に運用を終了する繰上償還があります。

◇ 償還乗換優遇

あるファンドを償還まで保有し続け、償還から一定期間内に同じ販売会社で他のファンドを取得する場合、償還金の範囲内で申込手数料が無料となるかまたは返戻される制度のことです。

◇ 信託期間

ファンド毎に定められたファンドの存続期間をいいます。運用開始日から運用終了日までの期間をいいます。

◇ 信託財産

ファンドにおいて運用される資産のことをいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。

◇ 信託財産留保額

ファンドの一部解約時にかかる場合があります。信託期間の途中で換金する場合に基準価額から控除されるもので、運用の安全性を高めると同時に、他の受益者との公平性を確保するために運用資金の一部として投資信託財産中に留保されます。

◇ 信託報酬

ファンドの中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。

◇ ソブリン債券

各国政府や政府機関（国際機関を含む）が発行する債券の総称で、元本や利払いの確実性が比較的高いと考えられている債券です。

た行

◇ 単位型（スポット型）

ファンドの分類方法の一つで、取得の申込みがファンドの設定前など、ある特定時期に限られているファンドをいいます。（←→追加型）

◇ 追加型（オープン型）

ファンドの分類方法の一つで、ファンド設定後も、いつでも取得の申込みができるファンドをいいます。（←→単位型）

◇ デュレーション

「金利変動に対する債券価格の変動」を示すもので、債券のデュレーションが大きいほど、金利変動に対する価格の変動が大きくなります。

◇ 特別分配金

収益分配金のうち、受益者の取得価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。

は行

◇ ハイ・イールド債

格付けがB B格以下の投機的格付けの債券のことで、一般的にはハイリスク・ハイリターンといわれています。

◇ ファミリーファンド方式

受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行うしくみです。

◇ 普通分配金

収益分配金のうち、値上がり益に相当する部分から支払われる分配金のことです。この部分については課税の対象となります。（←→特別分配金）

◇ ベンチマーク

運用の比較対象となる指標で、日経平均株価や TOPIX（東証株価指数）などの指数を指します。

◇ 保護預り

受益者の利便性を高めるために、ファンドの受益証券を販売会社などが無料でお預かりする制度のことです。

ま行

◇ 申込手数料

ファンドを取得するときに、投資者が販売会社に支払うコストのことです。販売会社によって申込手数料が異なる場合があります。なお、申込手数料がかからないファンドもあります。

◇ 目論見書

ファンドを募集・販売するにあたり、委託会社が作成し、販売会社を通じて投資者（受益者）に交付することが義務付けられている説明資料のことです。

や行

◇ 約款

正式には「投資信託約款」といいます。運用目標その他ファンドの具体的な運営や管理などの詳細について規定したものです。

◇ 要約目論見書

ファンドを募集・販売するにあたり使用する説明資料のことです。目論見書を要約し、ファンドの特徴をわかりやすく表示したものです。